

令和2年6月宮崎県定例県議会  
文教警察企業常任委員会会議録  
令和2年6月18日～19日

場 所 第3委員会室

令和2年6月18日(木曜日)

午前10時00分開会

会議に付託された議案等

○議案

- ・議案第1号 令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)
- ・議案第2号 令和2年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第1号)
- ・議案第3号 令和2年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)補正予算(第2号)
- ・議案第6号 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- ・議案第12号 令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)
- ・報告第1号 専決処分の承認を求めることについて  
[令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)]

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて
- ・令和元年度宮崎県繰越明許費繰越計算書
- ・令和元年度宮崎県事故繰越し繰越計算書
- ・令和元年度宮崎県公営企業会計(電気事業)予算繰越計算書
- ・令和元年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)予算繰越計算書
- ・令和元年度宮崎県公営企業会計(電気事業)継続費繰越計算書
- ・令和元年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)継続費繰越計算書

○その他報告事項

- ・運転免許更新業務の休止による影響とその対

応について

- ・宮崎県学校教育計画懇話会「中間まとめ」について
- ・県立高等学校商業に関する学科の学科改編について
- ・スポーツ大会の状況について
- ・宮崎県文化財保存活用大綱の策定について
- 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査

出席委員(7人)

委員	長	岩切達哉
副委員	長	内田理佐
委員		蓬原正三
委員		中野一則
委員		二見康之
委員		日高博之
委員		渡辺創

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	阿部文彦
警務部長	大塚祥央
警務部参事官兼 首席監察官	日高俊治
生活安全部長	時任和博
刑事部長	中川正純
交通部長	河野俊一
警備部長	小野博
警務部参事官兼 会計課長	福栄芳政
警務部参事官兼 警務課長	河野晃央
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長	久米田勇二

総務課長	河野博之	人権同和教育課長	島寄善真理
少年課長	日高貴	図書館長	中原光晴
生活環境課長	廣田匡慶	美術館副館長	安部博己
交通規制課長	垂水一洋	総合博物館長	黒木義博
運転免許課長	河野禎治		

企業局

企業局長	井手義哉
副局長 (総括)	横山浩文
副局長 (技術)	中村安男
総務課長	橋本文人
経営企画室長	宮田晃尚
工務課長	新穂浩一
電気課長	田原充生
施設管理課長	山本正信
総合制御課長	楠見博

教育委員会

教育長	日隈俊郎
副教育長	黒木淳一郎
教育次長 (教育政策担当)	工藤康成
教育次長 (教育振興担当)	黒木貴
教育政策課長	川北正文
財務福利課長	四位久光
育英資金室長	山崎博文
高校教育課長	押方修
義務教育課長	吉田英明
特別支援教育課長	松田律子
教職員課長	東宏太郎
生涯学習課長	新純一郎
スポーツ振興課長	押川幸廣
文化財課長	糴木郁朗

事務局職員出席者

議事課主幹	藤村正
政策調査課副主幹	前野陽子

○岩切委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付の通りであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、警察本部長の概要説明を求めます。

○阿部警察本部長 警察本部長の阿部でございます。本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

委員各位には平素から警察の運営に関しまして、深い御理解と御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日、御審議いただく報告事項につきましては、損害賠償額を定めたことについて、令和元年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について、令和元年度宮崎県事故繰越し繰越計算書について、その他報告事項といたしまして、運転

免許更新業務の休止による影響とその対応についてであります。

それぞれ、担当部長から説明させますので、どうぞよろしく願いいたします。

私からは以上であります。

○岩切委員長 それでは、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○大塚警務部長 それでは、損害賠償額を定めたことについて御報告いたします。

令和2年6月定例県議会提出報告書の4ページをお開きください。

今回、御報告させていただく警察における損害賠償事案としましては、同報告書4ページの最下段の交通事故及び5ページの1件目から4件目までの交通事故でございます。

それでは、4ページの最下段の事故概要について御説明いたします。

この事故につきましては、宮崎北警察署の警察官が令和元年9月22日午前11時14分頃、店舗駐車場において駐車した捜査用車両から降車するために助手席側のドアを開けた際、ドアが台風の影響による突風にあおられ、自車左方に駐車していた相手方車両の運転席側ドアに接触したものであります。

事故の原因については、当該職員の予測不適によるものであります。過失割合につきましては、相手方車両は駐車中でありましたので、相手方に過失はありません。相手方の運転席ドアの修理及び代車料で28万4,000円の損害額が生じ、県警の任意保険から全額を支出しております。

次に、5ページの1件目の事故について説明いたします。

この事故につきましては、小林警察署の警察官が、令和元年9月27日午前11時5分頃、小林市内の押しボタン式信号交差点において、公用バイクから降りて押しボタンを押そうとした際、右手で右ハンドルを握ったまま左手で押しボタンを押そうとしたため、右手でアクセルを開いてしまい、自車を急発進させて相手方家屋の板塀に自車前部を衝突させたものであります。

事故の原因については、当該職員の運転操作不適によるものであります。過失割合につきましては、板塀の設置に瑕疵はありませんので、相手方に過失はありません。相手方の板塀の修理代で10万7,300円の損害額が生じ、県警の任意保険から全額を支出しております。

公用バイクについては、マフラーカバー等の修理を要する損害が発生し、修理にかかった1万3,585円を県費から支払っております。

次に、5ページの2件目の事故について御説明いたします。

この事故については、都城警察署の警察官が、令和元年11月30日午後0時20分頃、都城市内の路上において交通違反車両の後方に自車を停車させて職務質問を行う際、シフトレバーをドライブ状態のまま足踏み式パーキングブレーキをかけただけで降車したため、無人の自車を自走させて停車中の相手方車両後部に追突させたものであります。

事故の原因については、当該職員が停止措置義務を怠ったことによるものであります。過失割合につきましては、相手方車両は停車中でありましたので、相手方に過失はありません。相手方の後部バンパー等の修理と代車料で18万9,538円の損害額が生じ、県警の任意保険から全額を支出しております。

次に、5ページの3件目の事故について御説

明いたします。

この事故につきましては、延岡警察署の警察官が、令和2年1月15日午後6時28分頃、延岡市内の路上において、交通違反車両の後方に自車を停車させて職務質問を行う際、シフトレバーをドライブ状態のまま足踏み式パーキングブレーキをかけただけで降車したために、無人の自車を自走させて停車中の相手方車両後部に追突させたものであります。

事故の原因については、当該職員が停止措置義務を怠ったことによるものであります。過失割合につきましては、相手方車両は停車中でありましたので、相手方に過失はありません。相手方の後部バンパー等の修理と代車料で7万1,110円の損害額が生じ、県警の任意保険から全額を支出しております。

次に、5ページの4件目の事故について御説明いたします。

この事故につきましては、宮崎北警察署の警察官が、令和2年1月23日午前6時10分頃、宮崎市内の駐車場において交通違反取締りの必要から自車を後退させる際、左後方の安全確認不十分のまま後退したため、駐車中の相手方車両左前部に自車を衝突させたものであります。

事故の原因については、当該職員の安全不確認によるものであります。過失割合につきましては、相手方車両は停車中でありましたので、相手方に過失はありません。相手方の後部バンパーの修理代で5万9,585円の損害額が生じ、県警の任意保険から全額を支出しております。

以上の5件が損害賠償事案になります。

県警では、公用車を運転する全職員が様々な警察活動で求められる運転技能や知識を十分に発揮できるよう、公用車運転適格審査制度を設けるなど、諸対策を講じております。しかしな

がら、今回の報告のとおり、損害賠償を伴う事案が継続して発生している現状があります。

交通指導取締りを責務とし、交通法令を遵守すべき警察職員による交通事故の発生につきましては、県民の信頼を損なうことにつながりかねないものでありますし、県警としましては、引き続き気を引き締めて諸対策を推進し、職員による交通事故の絶無に努めてまいります。

以上で、損害賠償額を定めたことについての報告を終了いたします。

続きまして、報告事項、令和元年度宮崎県繰越明許費繰越計算書につきまして御説明いたします。

繰越明許費につきましては、先の2月議会において予算の繰越しの承認をいただき、令和2年度に予算を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項に基づき、繰越計算書を報告するものであります。

お手元の令和2年6月定例県議会提出報告書の14ページを御覧ください。

初めに、ヘリコプターテレビ受信設備整備事業、翌年度繰越額3,052万8,000円について御説明いたします。

本事業は、ヘリコプターテレビ用のデジタル受信設備を整備し、受信可能エリアを拡大するとともに、大規模災害発生時に情報収集活動を行うヘリコプターテレビからの映像を有効に活用し、本県防災対策の強靱化を図る事業であります。

繰越しの理由につきましては、受信設備を支える鉄塔の建設工事につきまして、入札が不落となったことから、再度、入札を行いました却不調となり、工期を確保できなかったことによるものであります。

今年度への繰越し後の事業の進捗状況につき

ましては、4月28日に入札を実施し、施工業者が決定、5月14日に契約を締結しております。

次に、交通安全施設整備事業、翌年度繰越額3,521万4,000円について御説明いたします。

本事業は、経済の根幹を支える交通流通の安全と円滑を確保するために、交通安全施設等の整備を計画的に進める事業であります。

繰越しの理由につきましては、信号機関係の工事につきまして、入札不調が続き、工期を確保できなかったことによるものです。

今年度への繰越し後の事業の進捗状況につきましては、5月19日に入札を実施し、施工業者が決定、6月1日に契約を締結しております。

続きまして、報告事項、令和元年度宮崎県事故繰越し繰越計算書につきまして御説明いたします。

事故繰越につきましては、地方自治法施行令第150条第3項に基づき報告するものであります。

それでは、18ページを御覧ください。

警察官等の被服購入費、翌年度繰越額283万6,000円につきまして御説明いたします。

警察官等の被服購入費は、警察官が着用する制服、制帽、ワイシャツ、ネクタイなどの被服を購入するための経費です。

事故繰越となった理由は、被服の生産を行う工場が新型コロナウイルス感染症の影響により稼働停止となったことから、工程どおりに生産が進まず納品が遅れることとなったものです。

なお、納品につきましては、令和2年4月24日に完了いたしました。

**○岩切委員長** 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありませんか。

**○日高委員** 報告書の5ページの上から2番目と3番目の損害賠償の件ですが、これは、シフ

トレバーをドライブ状態のままパーキングブレーキだけ踏んで、車を降りて、無人で自走させたということですね。

僕も車の運転の経験は長いんですが、無人で車を自走させたというのは本当にあるのかなと思って。それが2件も続くということは同一人物によるものですか。こういう事故はよくあるんですか。

**○大塚警務部長** 5ページの2件目については、都城警察署の警察官によるもので、5ページの3件目については、延岡警察署の警察官によるもので、それぞれ別の者による事故でありまして、こういう事故が例年あるかどうかということですのでけれども、毎年のように続いているわけではありませんが、この手の事故はちらほら発生しております。このような事故が発生するたびに、本部からこういう事故が発生しているので注意してくださいという趣旨の注意喚起の文書を発出して、再発の防止を図っているところでございます。

**○日高委員** 再発防止を図っているということですが——相手方の車両ということ、交通違反で捕まえた車両だと思いますが、捕まえたのに逆に追突したみたいなあべこべな感じを受けました。無人で自走させて追突したような場合は、道路交通法上、違反になるんですか。いろいろ点数とかありますよね。

**○河野交通部長** 運転者には確実なブレーキ操作等を行うことによって、安全を図る義務が課せられておりますので、当然ながらその義務を果たしていないということになります。これで前方の、例えば、追突された運転手の方がけがを負われたということになれば、これは自動車運転過失致傷ということで、当然捜査をすることとなります。

○日高委員 具体的に点数は何点引かれて、罰金は幾らになるとかいうのはどうですか。

○河野交通部長 けがが出た場合は送致いたしますので、それに伴う行政処分ということで、例えば2点とか、けがの程度によっても違いますけれども、双方に行政処分の点数が付加されることとなります。

ただ、けがが出なかった場合につきましては、これについては特段、点数については処分はございません。

○日高委員 無人で自走させて、追突させても処分がないのはおかしいですよね。シートベルトをしていなかったら2点引かれるとか。ブレーキの操作を間違えて無人で車を自走させて追突させた場合でも何も処分はないんですね。道路交通法上は、そういうことになっているんですね。分かりました。

○日高首席監察官 補足します。私は監察の担当なのですが、一般的な話ですけれども、道路交通法上は、物損事故の場合、違反の状態があったとしても、一般の方も一緒に、指導という形で終わることが多い。それで、今回の事故は指導という結果になった。

内部的な話ですけれども、処分というのは交通事故を起こせば問擬しないといけないので、今回の事故につきましては、それぞれ所属長による口頭厳重注意という処分を行っております。

○渡辺委員 起きた事故は起きた事故で仕方がないと思うんですが、どちらの件も同じように、交通取締りで車両を止めて話を聞くという過程での事故であったと思います。しかし、職務の実態上、よく街でも見かけたりする行為なわけですが、慌ててパーキングにギアを入れるのも忘れて駆けつけるほど、交通取締りというのは現場の警察官の方にとって緊迫性が高く、心理

的負荷が重い仕事であるために、こういう形で事故が起こるといふふうに理解をしたらいいのか。それとも、本当に偶然でたまたま事故を起こしましたということで理解をしたらいいのか。

例えば、この2件で逃げようとしていた車両を何とか止めておくために、先に行って何か対応が必要だという環境の中で事故が起きるのか。

実際の交通取締りの実情が分からないので、そういうところも含めて伺いたいと思います。

○日高首席監察官 今回の事故を踏まえて言いますと、これも一般的な話も入りますけれども、交通違反を現認しまして、赤色灯を点灯し、マイクでどこかに寄せてくださいと言って止まってもらう。そして、車両が止まった。その後、警察官としては、いろんなことを想定すると思うんですけれども、交通違反ではあったけれども、次にどんな事態になるかというのは若干予測がつかない、幅を広げて考えておかないといけない。いつもとは言えないかもしれませんが、やはりある程度、緊張感が高まっている、ということだと思います。

ですので、たまたま今回というよりも、相手のいる車両を止める、そして、そこに行くというときには、緊張感は当然高くなっていると言えるかと思います。

○渡辺委員 分かりました。

○大塚警務部長 1点だけ補足なんですけれども、令和元年中の公用車による事故の階位等の年代別の割合を見ますと、20代、30代が約8割を占めています。20代、30代の警察官によるものが約8割を占めている状況で、現場活動に主に従事しているのが、20代、30代の職員が多いということもあると思うんですけれども、やはり経験が未熟な警察官によるものも発生しておりまして、県警においてはそういう交通事故

を繰り返し発生しているような職員を集めた運転免許試験場における教養の機会を設けるなど、そういう事故の発生の恐れがあり、リスクが高くなる人たちに対して特別の講習会を開くなどの事故防止対策も行っているところであります。

**○中野委員** この賠償金の支払いは県警が加入している任意保険よりという説明でした。それで、この任意保険は、県が加入している任意保険会社と同じ保険会社なのか、それとも、警察が加入している全国共通の保険会社があって、その保険会社に加入されているのかを教えてください。

**○大塚警務部長** 県警と県は別の契約により公用車の任意保険に加入しておりまして、四輪車、二輪車、合計約1,000台車両を保有しておりますが、全てまとめて加入をしております。

**○中野委員** 保険としては他県とは全く関係なく、宮崎県警だけで独自に加入されているということですね。

**○大塚警務部長** そのとおりでございます。

**○二見委員** 教えてほしいのですが、車を止めたときに、基本的にエンジンは切らないで、つけたままになっているということでしょうか。

あと、大体皆さん現場に出られるときは、2人1組で動かれているんじゃないかなと思うんですが、車を止めて出たときに、2人とも降りてしまうのでしょうか。もし1人でも乗っていたら、車が動き出したときに対応ができたのではないと思うのですが。その辺の状況はどうだったのでしょうか。

**○日高首席監察官** 今の御質問についての答えですが、今回の事故は、1件目は2名、2件目が1名でした。ですので、2件目については自分が行くしかないわけです。1件目につきまし

ては2名なんですけど、シートベルト違反を2名で現認しました。運転手の方が現認状況に自信があるといいますか、きちんと見ているので、助手席の警察官は当然行くんですけども、初めの対応というのが大切なので、運転をしていた警察官も行って、一緒に会話を始めたいという思いから、若干の焦りがあったということです。

**○河野交通部長** パトカー等を使用しまして違反者を止めた際に、必ずエンジンを切りなさいという指導はしておりません。それは、例えば止めた車両がまた逃走するというような恐れがありますし、そういうものに対する準備行為のためにエンジンをかけて降車する場合もございます。しかし、状況によっては、やはりエンジンを切って、それから対応をするということもあり得るということで、統一してエンジンを切りなさいという指導はしておりません。

**○二見委員** もう一点。我々が交通事故を起こしたときには、警察に電話で連絡をして、事故処理班の方が来られて現場検証をされるわけですが、今回の場合というのはやはり事故処理班が来るのでしょうか。

**○河野交通部長** 全く同じ取扱いで交通事故捜査を実施いたします。

**○日高委員** 14ページの信号機関係の工事について、入札が相次いで不落となり繰り越したということですが、これは何基分の工事を予定していて、そのうち何基分が不落になったのが分かれば教えてください。

**○垂水交通規制課長** 今回の\*不落となった信号機等につきましては、信号機のLED化が旧式、それと信号柱、これをコンクリート柱から鋼管柱に変更する13本の工事が不調になったもので

※次ページに訂正発言あり



す。

○日高委員 何基分ということではなくて、旧式のLEDを替えたりとか信号機の柱を替えたりということ、新設ではなく、改修や修繕を行ったということでしょうか。

○垂水交通規制課長 そのとおりです。

○日高委員 分かりました。

○大塚警務部長 1点訂正ですけれども、今、不落という話がありましたが、今回は不調となります。不落というのは、予定価格以下に入札価格が納まらなかった場合で、不調というのは、入札業者が現れなかった場合となります。その点だけ修正させていただきます。

○岩切委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、続いて、その他報告事項に関する説明を求めます。

質疑は、執行部の説明が終了した後にお願いたします。

○河野交通部長 それでは、運転免許更新業務の休止による影響とその対応について御説明させていただきます。

お手元に1枚紙の資料をお配りしております。初めに、今回、業務を休止した経緯であります。国内で新型コロナウイルス感染拡大の兆しが見られるようになりましてから、職員のマスク着用や消毒等のほか、運転免許センター等の施設において密閉、密集、密接のいわゆる3密状態を避けるための対策等、様々な新型コロナウイルス対策を行ってきたところであります。

そのような中、本県でも新型コロナウイルスの感染者が確認され、また東京都等を対象としていた緊急事態宣言の対象地域が本年4月16日から全都道府県に拡大され、その中で政府から

緊急事態を終息させるため、さらなる国民の行動変容を促し、人との接触機会を最低7割、極力8割減らす旨の要請がなされる状況になりました。

運転免許業務の中でも、特に運転免許の更新につきましては、70歳以上の高齢運転者を除いて更新時講習を受講していく必要があるため、申請に来られた方が免許センターや警察署におきまして、一定の時間、一定の場所にとどまることで人との接触機会が増え、感染リスクが高まることが予想されました。

そこで、更新業務そのものを休止することにより、こうした状況を回避し、運転免許センター等を介した新型コロナウイルスの感染リスクを軽減させることを目的として運転免許の更新業務を休止したものです。

なお、休止に当たりましては、県民の皆様にご迷惑が生じないよう、事前に新聞、テレビ等マスメディアへの情報提供や県警ホームページ等による告知の徹底に努めております。

それでは、お手元の資料を御覧ください。

まず、業務を休止した期間であります。項目1の(1)のとおり、令和2年4月20日月曜日から5月17日日曜までの28日間でした。

また、休止した施設は(2)にもありまして、宮崎、都城及び延岡の各運転免許センター並びにもともと運転免許更新業務を行っていない宮崎北、宮崎南、都城及び延岡の4警察署を除く県内9警察署であります。

そして、この間の5月14日に本県を含む全国39県に対する緊急事態宣言が解除されたことを受けまして、各運転免許センター、警察署とも5月18日の月曜日から29日ぶりに運転免許更新業務を再開しております。

なお、全国の各都道府県におきましても、4

月から5月にかけて本県と同様に運転免許の更新業務を休止しておりましたが、宣言の解除を受け、全ての都道府県で業務を再開しております。

続きまして、項目2の休止に伴う影響と対応について説明します。

(1)は今回の休止期間と同じ、4月20日から5月17日までの期間における過去5年間の免許更新者の平均数であります。この期間中、平均して約1万1,000人の方が免許を更新されていることから、今回の休止期間中も同等数の方が運転免許の更新を受けておられないことが考えられます。

次に、(2)の休止期間中に免許の有効期限を迎えられた方への対応でございますが、業務休止期間中に更新を受けることができずに運転免許の有効期限を迎えられる方等に対しましては、県内各運転免許センター及び全ての警察署において、運転及び更新可能期間を延長する期間延長申請という手続で対応させていただいております。

この手続は、主に今回の更新業務の休止のため、本来の更新期間内に免許更新ができない方について、運転免許センターか警察署に運転免許の有効期限の延長申請をしていただくことにより、有効期限の末日から更に3か月間、有効期限が延長されるというものです。

原則として、申請者本人が免許センターや警察署に直接赴いて申請していただきますが、県外におられる方や病気等のため運転免許センターや警察署に来署できない方につきましては、郵送や代理人による申請も可能としております。

4月20日から5月17日の休止期間中、表にありますとおり、県内全体で1万690件の申請を受理していますが、この延長措置申請につきまし

ては、県民の利便性及び新型コロナウイルス感染防止のため、現在も継続して申請を受け付けております。

なお、当初、運転免許の有効期限が本年7月31日までの方を対象としておりましたが、今月から、さらに有効期限が本年9月30日までの方についても延長措置の対象が拡大をされました。

次に、項目3の運転免許更新業務再開後の更新状況について説明します。

5月18日から宮崎県内の各運転免許センター及び更新業務を行う警察署において免許更新業務を再開しましたが、再開後から5月31日までの運転免許更新者数につきましては、表にありますとおり、合計で7,670人となっております。

同じ時期の過去5年の平均を見ますと、更新者は5,905人でありますので、例年より約1,700人余り多くなっております。

これについては、業務再開後に免許更新された方のうち、休止期間中に更新期間延長措置を受けていた方が、更新者全体の約22%を占める1,683人ですので、例年の更新者数に、これら更新期間延長措置を受けられた方が加わったことで、更新者数が増加したものと考えられます。

最後に、項目4の免許センター等における新型コロナウイルス感染防止対策について説明します。

まず、(1)にありますとおり、休止からの業務再開に際しまして、通常の有効期限更新者に合わせて、期間延長措置を受けられた方が更新に来られることで、各運転免許センター及び各警察署とも混雑することが予想されましたことから、事前に新聞等のマスメディアや県警ホームページ等により、期間延長申請をされた方については、有効期限に余裕があるため、再開直後の運転免許更新を御遠慮いただき、有効期限が近づいた時期に更新をしていただくようお願いする

など、混雑緩和への御協力を呼びかけました。

これにより、業務再開後の更新者数は、例年より増加しておりますが、現在のところ、各施設の対応可能人数以下で推移しており、受付を制限するなどの混乱は生じておりません。

なお、各運転免許センター及び更新業務を行う各警察署におきましては、現在、(2)から(6)のとおり、施設出入口における手指のアルコール消毒液の設置及び消毒への協力依頼文の掲示、職員のマスク着用徹底と来庁者に対するマスク着用の呼びかけ、密閉、密集、密接などのいわゆる3密状態を避けるため、ドアや窓の開放による施設内換気の徹底のほか、写真にありますように、左のほうですが、窓口カウンターへの飛沫防止用ビニール製スクリーンの設置、右の写真であります。2人掛けの机を1名の使用とするなど、講習受講者のソーシャルディスタンスを確保できる座席の配置方法の見直し等、新型コロナウイルスへの感染防止対策を引き続き実施しているところであります。

説明は以上であります。

**○岩切委員長** 執行部の説明が終了しました。

ただいま報告のあった事項について質疑はありませんか。

**○渡辺委員** 今回の更新手続の仕組みについて、こんがらがってしまうので確認したいのですが、窓口を休止して物理的に更新作業ができなくなるから更新期間を延長するというよりも、もう少し幅広に捉えて、窓口は再開しているけれども、更新延長の手続自体は、先ほどの説明のとおり9月30日失効の分まで延長の手続を取るとは可能だということですよ。

つまり、窓口が開いていないからではなくて、運転免許センターや警察署にたくさんの方が更新手続に来て、密になっている状況を避けたい

という免許保有者の心情もあるだろうし、現場の実務のこともあるから延長措置を取っているという理解でいいでしょうか。

**○河野交通部長** そのとおりでございます。先ほど申し上げましたとおり、現在も延長措置を継続しておりますが、6月だけでも143人の方が延長措置を取られております。更新期間は来ましたが、運転免許センター等に行って更新手続をするのは、健康上、不安がある方とか、あるいは、発熱をして少し疑わしいとか、いろんな御事情があるんですけども、そのような方に延長申請をしていただければ、3か月は延長しますよということでございますので、窓口を物理的に閉じたという部分と、もう一つそれを大きく補完するという趣旨がございまして、今回の措置を取っております。

**○渡辺委員** もう一つ今後のために教えていただきたいんですが、この延長申請というのは、新型コロナの影響で特別につくったものではなく、もともと延長申請というのは、手続としてあるんですか。どういう場合に延長申請ができるのですか。

**○河野交通部長** やむを得ない事情で延長できるという規定はございますけれども、今回はこの新型コロナウイルス感染症対策に特化した特例の手続でございまして、通常であれば、このようなことが行われることは制度上はございません。あくまでも今回の新型コロナウイルス感染症を受けて、全国一律の基準で申請の延長手続をやるという仕組みでございます。

**○渡辺委員** 分かりました。もう一点だけ伺います。

数制的な分析について、今、いろいろ伺って、通常1万1,000人ぐらいはこの期間に更新者がいるということですが、手続を取った方が1万690

人ということなので、数字的には、ある程度見合った数字なのだろうと思います。

その中で、毎年、更新をせずに失効する方がいらっしやると思いますが——偶然失効してしまう場合もあるのかもしれませんが——失効者の率がこの期間に高まっているというような実態があるのか。そういう分析があるのかどうか。傾向として、それは多少見て取れるような状況があるのか。そういう傾向はありませんということであれば、そのように理解したいと思いますが、いかがでしょうか。

**○河野交通部長** 申し訳ございません。少しお時間をいただけますでしょうか。

**○渡辺委員** 後で結構です。

**○蓬原委員** 失効に関して伺います。昨日までの一般質問の中でも県のいろいろな給付金の話とか、どこまできちんと県民の皆さんに知っていただく努力をしたのかという広報の在り方についての質問もあったところです。そこで、このコロナの影響による延長ですが、延長があるということだけを耳にして、申請はしなくても3か月延びるから3か月後でいいやと理解した人ももしかしたらいるかもしれない。

今の運転免許の失効に係る話なんですけど、そういう理解をした人がいて、実際に延長申請をしなかった。当然期限が来たことは知っていたけど、コロナで3か月延びるという話だけ聞いて延長申請をしなかった。悪意がない、善意の解釈をした人に対する救済措置みたいなものはあるのかどうか。そういう人の実例を調べるのはなかなか難しいかもしれませんが、失効された人の中にカウントされているかもしれませんが、救済措置は何か講じられているかどうか、その点も一緒に調べてもらえるでしょうか。

**○河野交通部長** 故意によらずについ期限をお

忘れになって失効される方については、うっかり失効という制度を設けておまして、非常に簡単な手続で運転免許が復活するという手続をしておりますが、今回のこのコロナの感染症の延長措置の関係で、苦情とか、実は知らなかったんだということで、申立て等があったということは、現在のところございません。

それが実態を正しく反映しているかどうかは別にいたしまして、苦情自体の発生はございませんでした。

**○蓬原委員** 苦情ではなくて、更新期限が来たけれども、報道などによるとコロナのために3か月延長があったよ、ということで自動的に延長になったというふうに理解をしてしまって、申請をしなければいけないというところまで知らなくて、結果的に、いわゆるうっかり失効と同じ扱いになっていることはないかという懸念なんですけど、その辺のところは捉えてはいないのでしょうか。

**○河野運転免許課長** 今、部長からうっかり失効ということで説明がございましたけれども、それとは別に、やむを得ない失効というのがございます。例えば、更新期間中に入院していて更新手続ができなかったとか、あるいは海外に行っていてできなかったとか、そういうやむを得ない理由によって失効したということであれば、普通の失効とは違って、簡単な手続で免許証が再び交付されます。

今のところ、そういった手続をされた方で、実は私は知らなかったんだといった申出があったということはございません。

**○蓬原委員** 分かりました。

**○二見委員** 報告事項ということで、今回のコロナの影響についての話は分かったんですけれども、私もちょうど免許更新時期に当たってい

まして、4月20日からの休業に入る少し前に更新をしてきました。

コロナの状況の中で運転免許更新に行ったわけなんですけど、そこまで人が——都城免許センターですけれども——たくさん人がいるという感じでもなく、一応ある程度の距離を空けて並んでくださいとか、いろんな感染防止の対策がされていたので、こういうやり方でいいんだろうなと思っていたところです。

講習を受けるところでも、この写真にあるように、たまたま人も少なく、1教室の中に5～6人ぐらいしかいない感じでした。特に心配する必要はないのかなと思ったんですけど、今のところ県内はしばらく感染者が出ておりませんが、今後感染状況がどういうふうになるかわかりません。県としては、県内を8地域に分けてそれぞれの医療関係で対応を考えていくということになっているわけです。今回、県全域を全部休業されましたけど、運転免許更新業務等の今後の在り方として、例えば、宮崎地区で起こった場合は宮崎地区の業務は休業して、ほかの地区は休業せずに業務を継続していくとか、どうすればいいのかという懸念があって、休業するとその後から申請が増えてしまって、逆に感染のリスクが高くなるようなことも考えられるので、今後の運転免許更新業務だけではなく、業務の継続についてどのように考えていらっしゃるのか、今後の対応について教えていただきたいと思います。

**○河野交通部長** 運転免許更新業務は、3つのセンターで行っております。宮崎市、都城市、延岡市、それ以外にも、先ほど申し上げました大規模警察署である宮崎北、宮崎南、延岡、都城を除く9つの警察署でも更新業務ができます。あくまでも仮定の話でございますが、エリア的

に免許更新業務ができなかった場合に、県内在住の更新者の方であれば、どこでも、例えば、高千穂に行っても免許更新はできますので、そういう振り分けをさせていただく余地といいますか、可能性もあるのではないかと考えております。

**○河野運転免許課長** 先ほどの渡辺委員からの失効者に関する御質問に関して回答いたします。

昨年1年間の、年間の失効者は6,868人で、月平均にしますと570人になります。今年に入ってから4月末までの失効者は3,121人で、月平均しますと780人ということですので、約200人近く増えています。この数字だけを見ますと、少なからず影響はあったのかなというふうに考えられるかと思えます。

**○渡辺委員** 分かりました。ありがとうございます。

今、少なからず影響があったと見られるという分析だったわけですが、その部分に、先ほど蓬原委員も御指摘されていたような、事態の混乱に伴って失効することになった——それぞれのケース、いろいろな事情あるかもしれませんが——それに伴ってこういう数字になっているんだというふうに宮崎県警察としては評価しているのか。理由は分からないが、もしかしたら、高齢者の方の免許返納が、事実上の免許失効という形で含まれているのか。正確な分析はできないと思いますが、認識としてどうなのかをもう一回確認させていただけたらと思います。

**○阿部警察本部長** 今の渡辺委員の御指摘について、現時点でどういう原因によってこういう数字になったのかというのは、直ちには結論づけることはできないと思います。ただ、先ほどの蓬原委員のお話にもございましたとおり、県民に対する広報ですとか周知の在り方、今回の

コロナの関係で知事部局のほうもそれなりの問題意識を持っていますし、また我々もその点について、可能な限り丁寧にやってきたとは言えるものの、それがうまく伝わっていなかった事例はあるかもしれません。そういったものは、今後、第2波、第3波の可能性もありますので、それに向けて部内で整理して、まさに、二見委員のお話もございましたが、先ほどの運転免許センターの更新業務をどういう形で部分的に、地域地域の実情に応じて閉じる、閉じない、こういう判断もやっていかなければいけないかもしれません。その辺りはしっかりと、今後対応していきたいというふうに考えております。

**○二見委員** もう一つ伺います。現在、窓口での感染防止対策をされていますが、運転免許の更新のときは、その日に窓口に行って受付をしていると思います。そこで、人がいっぱい来るとか、過密状態とかを防ぐのであれば、事前に予約ができると窓口の密度のバランスが取りやすくなると思います。もちろん、当日の窓口でも受け付けるけれども、事前にある程度人数を分散することができれば、やはり感染防止対策の一つにはなると思うんですよね。そういう検討はされていらっしゃるのでしょうか。

特に、感染防止対策となると、福祉保健部の感染症対策室からの意見も聞きながら考えていくべきだと思うんですが、その辺の対応というのはどのようにお考えですか。

**○河野交通部長** 予約制にすれば過密状態が解消できるのではないかとということでございますが、現在、運転免許更新対象のほうにつきましては、はがきを送付させていただきまして、もうすぐ更新期限が来ますよということで御案内をしているところでございます。今後のコロナウイルス感染の拡大、第2波等々、情勢の変化

に応じまして、あるいはおっしゃったような事前の整理、交通整理等も必要になってくるのではないかと考えておりますので、また引き続き、検討していきたいと考えます。

**○二見委員** 感染症対策だけではなくて、行政サービスの向上にもつながると思います。はがきが来て、QRコードから予約サイトに行けますとか、そういうシステムをつくるのはできるんじゃないかなと思います。いろいろと御検討いただければと思います。

**○岩切委員長** ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○岩切委員長** 全体を通してその他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○岩切委員長** では、私から、4月を中心に、コロナの発症があった方に対する偏見、いやがらせ等があったというような話を聞きますが、そういうようないやがらせ被害、また休業要請があったにもかかわらず営業をしている方へのバッシングと言いますか、自粛警察とか、いろいろ表現がメディアの中でもありましたけれども、そういうようなことへの対応や休業されている飲食店等に対する窃盗などのような事件、コロナ関連でそういう様々な事案があったかと思えますけど、それらに対する県警の皆様の対応などが、何がしか集約されておられればお聞かせいただきたいんですが、いかがでしょうか。

**○時任生活安全部長** 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う罹患者への嫌がらせとか、あるいは休業要請に伴う休業していない店に対する嫌がらせとか苦情とか、そういうものについての把握、警察への相談は今のところ確認はしておりません。

また、繁華街等における休業中の飲食店に対

する侵入窃盗事件等につきましては、大規模な府県におきましては、この種の事件は発生しておりますけれども、本県ではこの種の事件の発生はありません。

**○岩切委員長** 宮崎県内では発生しなかったということで大変安心しました。どうしても中央の出来事が宮崎でも起きているのではないかというような思いをしておりましたものですから、ありがとうございます。

**○日高委員** 先ほど、情報発信の話があったかと思うんですけど、一般質問でも出たんですが、例えば、LINEとかフェイスブックとか、また、重要なことがあれば、本部長がユーチューブで発信していくとか、そういったことも積極的にやったほうが、かなり活用をされている方も多いので、その辺も考える必要もあるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

**○阿部警察本部長** そうですね。昨日の一般質問の中でも議論がございました。メディアに対する情報提供もやっているんですが、直接ネット等を使って県民の方に呼びかける、告知することの効果も、非常に大きいものがあると認識しております。

そのため、警察では、現在もツイッターを活用した情報提供を行っているところであります。このたび交通関係についてもツイッターのアカウントを新たに作りしましたので、今後、そういったものも活用しながら、より直接的な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

ユーチューブ等につきましては、少し言葉の性質上、警察がやるというのは、全国的な問題もございますし、要検討ではございますが、まずはツイッターを活用してまいりたいというふうに考えております。

**○大塚警務部長** 1点だけ追加で申し上げさせていただきます。

一部採用活動で、ユーチューブ、それからツイッターの活用をさせていただいております。このコロナ禍において、先日も大卒の方向けの募集をしましたが、なかなか県外の東京や、福岡の方が本県に来県しにくい、来県して業務説明を聞いたりとか、そういう採用活動がしにくい状況がありましたので、ユーチューブ、ツイッター等を活用して、あとスカイプを使って、テレビ電話を使って1対1で情報提供をして、県外の方も受験しやすいような、そういう環境を整えました。いろんな媒体を引き続き活用してまいりたいというふうには思っております。

**○日高委員** ソーシャルメディアというか、そういう媒体をフルに活用することも必要だと思うんですね。

本部長はいらっしゃるんですけど、本部長がどういう人なのか、実際、顔を知らない県民が多いと思うので、ソーシャルメディアを活用してアピールされてはどうでしょうか。

これはまた別件であると思うんですけど、そういった形で指揮を執っていただいて、警察としてソーシャルメディアを活用していただければ、なおいいかなと思いますので、その方向でお願いいたします。要望いたします。

**○蓬原委員** 渡辺委員の一般質問でしたか、教育委員会の教職員採用試験の倍率について答弁があって、いろいろ工夫されて、特に小学校が少し倍率が上がったという報告もあったところですけど、総じて、こういう公共の職員に対する受験者が少なくなりつつあるという傾向があったわけですが、やはりいい人材を集めるというか、来ていただくという意味で、警察の採

用試験のほうは今どういう状況なのか、分かっているならば教えてください。

**○大塚警務部長** 警察官は、大卒を対象とした警察官Aの採用と、高卒を対象とした警察官Bの採用試験をやっております。令和元年度中の男性警察官Aの競争倍率については2.2倍でして、警察官Bの男性警察官の競争倍率については3.5倍ということで、全体的な傾向で言いますと、右肩下がりの状況がありまして、これを何とか食い止めるべく、先ほど申し上げたいろんな媒体を活用しております。

また、試験制度も一部加点項目の追加をいたしまして、語学や情報処理や簿記、あるいはスポーツ関係で大学、高校で頑張ってきた学生に積極的に受験してもらえるような加点項目を新たに変更するなど、幅広い人材を採用できるように創意工夫を行っているところです。

**○岩切委員長** ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○岩切委員長** それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時3分休憩

---

午前11時7分再開

**○岩切委員長** 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、企業局長の概要説明を求めます。

**○井手企業局長** 企業局でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、お手元に配付しております文教警察企業常任委員会資料の表紙をおめくりいただきまして、目次を御覧いただきたいと存じます。

本日は、提出議案2件、提出報告書4件の計6件につきまして御説明をいたします。それでは、座って説明させていただきます。

まず、1の令和2年6月定例県議会提出議案関係であります。

1件目の、議案第2号「令和2年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）」及びその下の議案第3号「令和2年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）補正予算（第1号）」につきましては、それぞれの事業費を増額するものであります。

次に、その下の2、令和2年6月定例県議会提出報告書であります。目次にあります、令和元年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算繰越計算書外3件の繰越案件の報告を行います。

これらは、令和元年度予算に計上いたしました経費のうち、本年度に繰り越したものにつきまして、地方公営企業法第26条第3項及び同法施行令第18条の2第1項の規定により御報告するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

**○岩切委員長** それでは、説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

**○橋本総務課長** 補正予算の概要について御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

議案第2号「令和2年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）」であります。

1の補正の理由であります。今回の補正予算は、ここに記載しております2つの事業につきまして、増額をお願いする必要が生じたことによる補正予算でございます。



まず、(1)の綾第二発電所大規模改良事業であります。

この事業につきましては、昨年11月議会におきまして継続費の設定を御承認いただき、12月に発電所更新工事の入札公告を行ったところですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により入札手続を進めることができず、やむなく入札を中止したところでございます。

再生可能エネルギー固定価格買取制度、いわゆるFITの令和3年度中の認定を目指しまして、再度入札公告を行うこととしておりますが、現時点の単価水準の上昇や工事の工程見直しにより、予定価格の再計算を行いました結果、予算を増額する必要があると判断し、増額補正をお願いするものでございます。

また、(2)の企業局庁舎改修工事につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえまして、庁舎の空調設備更新工事におきまして、感染防止対策を強化するため工事内容を見直すこととしたことに伴い、予算の増額が必要となったものでございます。

以上2つの事業につきましては、複数年の継続事業でありますことから、補正につきましても、令和2年度予算を補正するとともに、継続費についても補正をお願いすることとなります。

まず、2の令和2年度の補正額についてでございます。

収益的収入及び支出におきましては、こちらにございます事業費のうち、営業費用におきまして、備考の欄に記載しておりますとおり、企業局庁舎改修工事の電気機械設備に係る固定資産除却費1,001万8,000円の増額をお願いするものであります。これによりまして、太枠の事業費Bの計、補正後の予算額は53億201万6,000円となります。

次に、その下の資本的収入及び支出であります。資本的支出のうち、建設改良費におきまして、備考の欄に記載のとおり、綾第二発電所大規模改良事業に係る発電所一体設備費726万円と土木設備費1,550万円、合わせまして2,276万円を、また、企業局庁舎改修工事の電気機械設備費として1,531万2,000円をそれぞれ増額し、2事業合わせた合計3,807万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これによりまして、太枠の資本的支出Bの計であります補正後の予算額は30億8,730万5,000円となります。

次に、2ページを御覧ください。

3、継続費の補正についてでございます。

まず、(1)綾第二発電所大規模改良事業ですが、アの設定期間は令和元年度から令和7年度までで、変更はございません。イの総額及び年割額であります。(ア)の営業費用におきましては、太枠の補正予定額の欄にありますとおり、令和5年度から変更が生じ、3か年合計で5億4,219万円を増額するものであります。(イ)の建設改良費におきましては、太枠で困った補正予定額にありますとおり、今年度から変更が生じ、6か年合計で4億1,161万円を増額するものであります。

次に、(2)の企業局庁舎改修工事であります。アの設定期間は令和2年度から令和3年度までで、設定期間の変更はございません。また、イの総額及び年割額につきましては、(ア)の営業費用におきましては、太枠の補正予定額の欄にありますとおり、2か年合計で3,339万4,000円を増額するものであります。(イ)の建設改良費では、2か年合計で、太枠にあります5,104万4,000円を増額するものでございます。

続きまして、3ページをお開きください。

議案第3号「令和2年度宮崎県公営企業会計

(工業用水道事業) 補正予算(第1号)であります。

1の補正の理由につきましては、先ほど、御説明をいたしました企業局庁舎改修工事につきまして、工業用水道事業会計におきましても、庁舎の専用面積の割合によりまして、応分の費用負担を行うこととして工事費を予算化しておりましたところですが、今回、工事内容を変更したことにより、増額補正を行うものであります。

2の令和2年度の補正額でございます。収益的収入及び支出につきましては、事業費のうち営業費用の固定資産除却費として、備考の欄にありますとおり、電気機械設備費5万1,000円の増額をお願いするものでございます。これによりまして、太枠の事業費Bの計の欄、補正後の予算額は4億770万2,000円となります。

次の資本的収入及び支出につきましては、資本的支出のうち建設改良費におきまして、備考の欄にありますとおり、電気機械設備費として7万9,000円の増額補正をお願いするものであります。これによりまして、太枠の資本的支出Bの計、補正後の予算額は2億7,143万7,000円となります。

4ページを御覧ください。

3の継続費の補正でございます。

アの設定期間につきましては、変更はございません。イの総額及び年割額でございます。(ア)の営業費用につきましては、太枠の補正予定額の欄にありますとおり、2か年合計で17万円を増額するものであります。(イ)の建設改良費につきましては、2か年合計で26万2,000円を増額するものであります。

私からの説明は以上でございますが、各事業の内容につきまして、引き続き担当課長から御

説明をいたします。

○田原電気課長 それでは、綾第二発電所大規模改良事業の予算の補正について御説明いたします。

資料の5ページをお開きください。まず1の事業概要でございますが、本事業は、綾第二発電所の設備に老朽化が見られますことから、令和元年度から7年度にかけて水車発電機等の大規模改良を実施するもので、改良に当たってはFIT制度を活用し、収益の増加を図ることとしております。

次に、2の補正の理由でございますが、本事業の主要な工事であります発電所更新工事は、今年7月契約の予定で入札手続を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、技術対話などの入札手続を2回延長してきたところでございます。

現状におきましても、新型コロナウイルス感染症の完全な収束が不透明な中、これ以上の延長は、令和3年度中のFIT認定に支障が出る恐れがございますことから、入札を中止いたしました。

このため、今後、新型コロナウイルス感染症の影響を受けにくい、技術対話を必要としない入札方式に変更した上で、再度の入札公告を行うこととし、これに伴いまして、現時点の単価水準の上昇や工事の工程見直し等により予定価格の再計算を行いまして、事業費の増額補正を行うものでございます。

次に、3の補正予算の概要でございますが、事業期間の変更はございません。補正予算は、表にありますとおり、補正前が95億1,160万円、今回の補正額が9億5,380万円の増で、補正後は104億6,540万円となります。このうち、令和2年度の予算額につきましては、下段に記載の

とおりでございます。

最後に、4の今後のスケジュールについてでございますが、今後は、6月下旬に入札公告、11月上旬に契約を行いまして、令和3年12月にFIT認定、令和8年3月に事業完了し、運転開始の予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

**○新穂工務課長** それでは、企業局庁舎改修工事の予算の補正について御説明いたします。

資料の6ページを御覧ください。

まず、1の事業概要について御説明いたします。

企業局庁舎につきましては、竣工から25年以上が経過しており、災害時に対応するための非常用発電設備や耐用年数が経過している空調設備などの設備更新工事、これに伴う天井・間仕切り壁改修工事等を令和2年度から令和3年度にかけて実施する予定であります。

次に、2の補正理由であります。本改修工事のうち、空調設備更新工事におきまして、当初計画では、排気は各部屋のダクトを利用して行い、給気は天井内空間を利用して複数の部屋に行う現状の換気方式を採用しており、ダクトの更新は行わず、換気機器のみを更新することとしておりました。

しかし、今般の新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、感染防止対策を強化することとし、各部屋を個別に給排気の換気ができるように換気方式を変更することといたしました。

このため、既存のダクトを撤去し、新たに給気用・排気用のダクトを設置することになるため、事業費の増額が必要となったものであります。

次に、3の補正予算の概要であります。事業期間の変更はございません。

表に補正予算を記載しておりますが、その金額については、今回補正をお願いする電気事業及び工業用水道事業会計の合計金額を示しております。補正前の事業費は8億4,216万1,000円でありましたが、今回の補正で8,487万円の増額をお願いすることにより、補正後の事業費が9億2,703万1,000円となります。

令和2年度の予算額につきましては、下段に記載のとおりでございます。

最後に、4の今後のスケジュールについてあります。今後は、11月上旬に工事に着手し、まず、庁舎2階を仮執務室として改修後、各階からその仮執務室に移動しながら、フロアごとの改修を行い、令和4年2月下旬に工事を完了する予定でございます。

私からの説明は以上であります。

**○岩切委員長** 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

**○渡辺委員** 綾第二発電所の関係ですが、これまでにFIT認定で十分な利益が上げられるように工夫をしてこういう対応を取ってきたわけですが、コロナでこういう事情になったのは致し方ないことだろうと思います。一応、今回のスケジュールだと今月末に入札の公告があって、11月中に契約が行われれば、令和3年12月のFIT認定に問題はないということですが、契約からFITの認定を受けるまでの間には、やらなきゃならないことが相当あって、かなりの時間を要すると思われま。これからどういう作業が必要となるのかももう少し細かく教えていただきたいと思ひます。

**○田原電気課長** 契約をまず済ませたら、その後、九州電力送配電株式会社に接続申込みをしないといけません。これを12月末に申し込む予定にしておりますが、検討結果が出てまいりま

すのが、大体、翌年の令和3年8月、9月ぐらいになります。その結果を受けまして、今度は経済産業省にFITの申請をいたします。今ぐらいのスケジュール感であれば、3か月程度でFITの認定が下りるということで、令和3年12月の認定を見込んでいます。

**○渡辺委員** 時間がかかるのはよく分かったんですが、大丈夫なんでしょうけれども、もし、契約を結ぶに当たっていろんな事情でうまくいかないというようなことがあった場合に、その後のスケジュールが苦しくなってくるのか、いろいろ難しいことが出てくるのかなという気がするんですが、その辺は大丈夫なんですか。

**○田原電気課長** おっしゃるとおり、FITの認定は非常に重要なことと認識しておりまして、我々といたしましても、最大限の努力でFIT認定に向けて頑張りたいと考えているところでございます。

**○渡辺委員** ありがとうございます。

**○日高委員** FIT認定を受けられるかどうかで大分収益が違ってきますよね。先ほど質問があったけど、認定を取る気があるのか、まず確認したい。それから、今、頑張りますということでしたけど、頑張りますといっても、実際、パーセンテージでどれぐらいの確率で認定が取れるのかといった説明がないと……。ただ、頑張りますだけじゃなくて、もっと中身のある説明をしてもらわないと。

**○田原電気課長** 頑張りますというのが、まずはやらなければいけないことは、今回、補正予算を通していただきまして、それから、今月末に再公告を予定しております。それに向けた作業を確実にやりまして、公告に遅れがないようにしたい。公告の後には、入札、契約が出てくるんですけど、その間もいろいろ作業がござい

ます。その辺も計画がきっちりありまして、取りあえずは契約までこぎ着けたい。その後は、今度はいろいろ水車発電機の仕様とか、そういったものの協議関係も出てまいります。とにかく九州電力送配電の系統申込みについては、水車発電機の仕様を固めることがまず第一でございます。

その辺は受注者側と十分協議をやりまして、FITの申請に遅れが出ないように、計画どおり、来年の9月には申込みができるように、事務作業をやってまいりたいと考えています。

**○日高委員** そういうことで、是非FIT認定を確実に取る方向でやってもらわないといかんと思うんですよね。もし認定を取れなかったらこれはもう前代未聞ですよ。そうでしょう、副局長。

**○横山副局長(総括)** FITを取るということは、我々企業局の経営もそうですし、それから地域に対しての貢献もそうです。将来にわたって安定的に経営を進めていく、あるいはこのFITの利益というものが相当大きな利益が見込めるということがございますので、一生懸命、何が何でも取るという決意を持って進めてまいりたいというふうに考えております。

**○日高委員** 今の言葉、きちんとみんな聞きましたからね。よろしくお願いします。

**○岩切委員長** ほかにありませんか。

**○横山副局長(総括)** FITによる利益の増というのが、実は再生可能エネルギーの公定価格の買取り制度、つまり先ほど申し上げましたFITという制度があります。この制度にのせますと、私も20円で買い取っていただけるというふうに思っております。

現状、九電さんに約9円で買い取っていただいておりますので、差額11円ということで、20

年で約220億円という利益が見込めるということ  
でございますので、こういった観点においても、  
何が何でもF I Tを取るという決意を持って進  
めてまいりたいというふうに考えております。

○岩切委員長 ほか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 次に報告事項に関する説明を求  
めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した  
後にお願いをいたします。

○橋本総務課長 それでは、本議会に提出をし  
ております報告事項について御説明をいたしま  
す。

資料の7ページをお開きください。

この7ページから13ページまでは、令和2年  
6月定例県議会提出報告書のうち、企業局の所  
管部分を抜粋したものをお付けしてございます。

企業局の報告事項は4件ございますが、いず  
れも令和元年度宮崎県公営企業会計に係る予算  
の繰越しに関するものでございまして、地方公  
営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に基  
づき報告をするものでございます。

まず7ページを御覧ください。

報告事項の1件目でございます。令和元年度  
宮崎県公営企業会計（電気事業）予算繰越計算  
書でございます。こちらには電気事業予算の建  
設改良費の繰越額について記載してございます。

記載をしております2つの事業で繰越しを行  
いまして、表の左から6番目、翌年度繰越額の  
計の欄にありますとおり、7,387万3,757円の繰  
越しを行ったところでございます。

繰越しの理由につきましては、表の一番右の  
説明の欄に記載をしてありますが、事業主体で  
あります県土整備部において事業が繰り越され  
たこと、また機器の製作に日時を要したことに

よるものでございます。

8ページを御覧ください。

こちらには、電気事業予算の営業費用の事故  
繰越額について記載をしてございます。起債を  
しております2つの事業で繰越しを行いまして、  
表の左から6番目、翌年度繰越額の計の欄にあ  
りますとおり、2,475万4,319円の繰越しを行っ  
たところでございます。繰越しの理由について、  
表の一番右の説明の欄に記載しておりますが、  
関係機関との調整や機器の製作に日時を要した  
ことによるものでございます。

9ページをお開きください。

報告事項の2つ目となります。令和元年度宮  
崎県公営企業会計（地域振興事業）予算繰越計  
算書でございます。地域振興事業の建設改良費  
の繰越額を記載しております。一ツ瀬川県民ス  
ポーツレクリエーション施設環境整備事業にお  
きまして、表の左から6番目、翌年度繰越額の  
欄にございますとおり、763万3,000円の繰越し  
を行ったところであります。

この事業は、一ツ瀬川県民スポーツレクリ  
エーション施設のゴルフコース排水設備の改良工  
事等を行うものでありますが、表の一番右の説  
明の欄に記載しておりますとおり、既存設備の  
調査等に日時を要したことによるものでござい  
ます。

10ページを御覧ください。

3つ目の報告事項となります。令和元年度宮  
崎県公営企業会計（電気事業）継続費繰越計算  
書でございます。継続費につきましては、各事  
業年度の支出予定額のうち当該年度内に支払い  
義務が生じなかったものがある場合には、その  
額を継続年度が終了するまで通次繰り越して使  
用することができることとされております。

こちらの10ページには、電気事業の営業費用

の継続費に係る繰越しについて記載してございます。2つの工事におきまして、表の右から5番目、翌年度通次繰越額の欄の計の欄に記載しております1億6,901万7,040円を翌年度に通次繰越をいたしました。

11ページをお開きください。

こちらには、電気事業の建設改良費の継続費に係る通次繰越でございます。御覧の3つの工事におきまして、表の右から5番目の翌年度通次繰越額の欄の計に記載をしております3億1,724万896円を翌年度に通次繰越をいたしました。

12ページを御覧ください。

4つ目の報告事項となります令和元年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)継続費繰越計算書でございます。こちらには、工業用水道事業の営業費用の継続費に係る繰越しについて記載しております。工業用水道施設高速凝集沈殿池設備更新工事に係る除却費につきまして、表の右から5番目の翌年度通次繰越額の欄に記載しております1,447万8,861円を翌年度に通次繰越をいたしました。

13ページをお開きください。

こちらには、工業用水道事業の建設改良費の継続費に係る通次繰越を記載してございます。建設改良費におきましても、工業用水道施設高速凝集沈殿池設備更新工事について、通次繰越を行っております。こちらは、新しい設備を設置するための費用でございますけれども、表の右から5番目の翌年度通次繰越額の欄の計に記載しております2億689万7,651円を翌年度に通次繰越をいたしました。

報告事項に関する説明は以上でございます。

**○岩切委員長** 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありませんか。

**○日高委員** この繰越しの主な要因として、機械製作に日時を要したとか、関係機関との調整に日時を要した、これは前もって分からないものですか。予算執行上、工期が短いからこうせざるを得なかったのか。こういうことが企業局では常態化しているのでしょうか。この辺のところはどう考えればいいんですか。

**○山本施設管理課長** まず、施設管理課にありますインバーターの取替え工事については、インバーターというものが水車を動かすための機械装置の電源になっておりますけれども、これを予防保全のために令和2年3月に取替えを行うと。これが、前年度は2月まで精密点検工事を行っていきまして、3月にしか工事ができないという状況がございました。3月を工期にしておりましたけれども、現地で組立て試験を行ったところ、インバーターの出力が不安定ということで、インバーターが不安定だった原因の調査と対策品の設置を求めるということで、工期を本年度まで延長したということになっております。

**○新穂工務課長** 8ページに小丸川濁水軽減対策貯水池運用検討業務とありますが、これも関係機関との調整に日時を要したものと説明にございますけれども、こちらにおきましては、濁水軽減策を関係機関と協議をしながら対策を練るというものでございまして、3月に管理者の河川課——河川は国交省、ダムは県になります——そういうところと最終的な調整をして報告書を3月末に上げるという予定でしたけれども、コロナの影響がありまして、関係機関との協議ができなかったということで、5月まで延長しまして、5月に完成はしているところでございます。

9ページにございます一ツ瀬川県民スポーツ

レクリエーション施設環境整備事業につきましては、ゴルフ場の排水設備をもっとよくしようというもので、排水管の入替え工事でございますが、現地を掘ったところ、想定していたところに配管が入っていなかった、あるいは升がなかったということで、現地で作業をした後にそういう状況が判明したものですから、その対策をどうするかというところに日時を要して1か月ほど延長いたしまして、4月末で工事は完了しているところでございます。

○日高委員 コロナの影響があつたりとか、いろいろ工期的な問題もあるから一応こうなつたということで理解してよろしいでしょうか。実際前もって分かっているのに、業者とこじれたとか、国交省とやり合ったとか、そういうことではないということで理解をします。

○新穂工務課長 工事発注後にいろいろな、それぞれの原因、理由がありまして延長したということでもあります。

○岩切委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 最後にその他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、以上をもって企業局を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

---

午後1時8分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、教育長の概要説明を求めます。

○日隈教育長 教育委員会でございます。どう

ぞよろしくお願いたします。

まず、説明に入ります前におわびを申し上げます。

職員の服務規律の遵守については、繰り返し指導をしてきたところでございますが、人身事故を起こした2名の教員に対しまして、先月、5月22日付でそれぞれ戒告、もう一つは、減給10分の1、1月の懲戒処分を行いました。

また、昨年度、県立高校で発生いたしました生徒へのセクシャル・ハラスメント事案につきましては、昨年8月30日付で実習助手を免職、在籍校の校長を戒告とする懲戒処分を行いました。

県教育委員会では、懲戒処分を行った場合、原則として速やかに公表することとしておりましたが、当時、被害者とその保護者が処分直後の公表を望まれず、併せて被害者の人権等の保護に配慮する必要がありましたことから、公表基準の例外規定を適用いたしまして、同じく5月22日に公表したところでございます。

なお、再発防止の取組として、6月3日に開催いたしました県立校長会に私が出向きまして、全校長に対して、改めて服務規律の徹底について指導したところであります。

今後とも、学校及び市町村教育委員会と一体となりまして、全県的かつ組織的に不祥事の再発防止及び本県教育に対する信頼回復に努めてまいりたいと考えております。誠に申し訳ございません。

ここからは、座って説明をさせていただきます。

それでは、文教警察企業常任委員会資料の表紙をおめくりいただきまして、目次を御覧ください。

今回御審議いただきます議案は、目次にあり

ますが、議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」、そして、議案第12号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」、そして、議案第6号「教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」の議案が3本でございます。そして、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」、これは、令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)になりますが、その報告の以上の4つであります。

次に、報告事項といたしまして、令和元年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

さらに、その他報告事項といたしまして、本日は、宮崎県学校教育計画懇話会「中間まとめ」について、2つ目に、県立高等学校商業に関する学科の学科改編について、3つ目として、スポーツ大会の状況について、そして、最後に、宮崎県文化財保存活用大綱の策定について、以上、4件について御報告させていただきます。

それでは、早速予算議案について御説明いたします。

右側の常任委員会資料1ページを御覧ください。

先ほど申し上げました議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」、及び議案第12号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」についてであります。

この表の太線で囲んでありますところが3か所ありますけれども、その一番上の一般会計の合計の欄を御覧ください。

今回第4号の議案で3億5,030万9,000円の増額補正を、その右になりますが、第5号の補正予算案で2,147万1,000円の増額補正をお願いするものであります。

補正後の一般会計の合計は、その2つ右の欄

に示しておりますが、1,102億8,583万5,000円です。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては、この後、引き続き、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく御願いたします。

以上でございます。

**○岩切委員長** 議案についての説明を求めたいと思います。

委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

**○四位財務福利課長** 資料の2ページをお開きください。

新規事業、県立学校等衛生環境改善事業について御説明いたします。

1の事業の目的・背景であります。県立学校等における新型コロナウイルス感染症予防を含む衛生環境改善のため、児童生徒用のトイレの洋式化を行うものであります。

2の事業の概要であります。1の予算額は1億3,335万円、2の財源、3の事業期間は記載のとおりであります。

4の事業内容ですが、県立高校や特別支援学校等の児童生徒が使用するトイレ、基本的には女子トイレにつきまして、便器の洋式化を行うものであります。

3の事業効果であります。これにより、学校等の衛生環境の改善を図ることができ、県立学校の魅力向上にもつなげることができるものと考えております。

なお、当該事業実施後の児童生徒用トイレの洋式便器の割合につきましては、説明には書いてございませんでしたが、県立高校が現在の約25%から約36%に、特別支援学校が、現在の約83%から約96%にそれぞれ引き上げられるものと



見込んでおります。

説明は以上であります。

○押方高校教育課長 高校教育課の補正予算について御説明いたします。

常任委員会資料の3ページを御覧ください。

新規事業、みやざき農水産就業緊急対策事業でございます。

1、事業の目的・背景であります。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う校外研修の中止に伴い、農業を学ぶ高校生に対して、学校内の専門学習を充実させることにより、将来、援農・就農に向けた技術習得に必要な環境を整備するものであります。

2、事業の概要であります。① 予算額は1億2,930万円、財源、事業期間は、記載のとおりであります。

④ 事業内容であります。農業高校生等が、将来、労働力不足に陥っている農家に対する援農や、就農のための必要な技術を身につけるための研修用機械・設備の導入、整備を行うものであります。具体的には、農業法人や、スマート農業で使用されておりますGPSを搭載した次世代型トラクターやラジコン草刈り機、農業用ドローン等の整備を計画しております。

3、事業効果であります。農業機械やスマート農業に関する専門的な学習を学校内で実施することができるようになり、これからの農業経営に必要な考え方や専門技術を身につけることができます。また、高校段階で先進的な農業生産技術に触れることで、就農への意欲・関心を高め、地域農業に貢献できる意欲を持った人材育成につなげることができると考えております。

続きまして、4ページをお開きください。

みやざき科学技術人材育成事業でございます。

本事業は、令和2年度当初予算に計上している事業ではありますが、今回増額補正をお願いするものであります。

1、事業の目的・背景であります。県内の小中学校、高校、大学が連携し、児童生徒に最先端の科学技術に触れる機会を設け、国内外及び郷土の科学技術分野の諸問題に対応できる人材の育成を目指すものであります。

2、事業の概要であります。増額する予算額は615万4,000円で、財源、事業期間は記載のとおりでございます。

④ 事業内容であります。本県のSSH(スーパー・サイエンス・ハイスクール)指定校及び指定期間に記載しているもののうち、②の延岡高等学校と③の宮崎西高等学校・宮崎西高等学校附属中学校につきまして、新たに今年度より5年間の指定を受けることになったため、所要額の増額をお願いするものであります。

3の事業効果については記載のとおりでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

新規事業、高校生グローバル・イノベーター育成支援事業でございます。

1、事業の目的・背景であります。未来ある高校生に対し、将来、新たな社会を牽引し、世界で活躍できるビジョンや資質能力を有した人材を育成することを目指すものであります。このイノベーターという言葉は、文科省の造語でありまして、この事業に使われている言葉であります。そのため、あえて事業名にも使わせていただいております。そこにも記載しておりますとおり、意味につきましては、新たな社会を牽引し、世界で活躍できるビジョンや資質能力を有した人材というふうに捉えております。

2、事業の概要であります。① 予算額

は900万円、財源、事業期間は記載のとおりでございます。

(4) 事業内容であります。①宮崎大学をはじめとする国内外の大学や、関係機関との研究開発を行ってまいります。

また、②高校生国際会議の実施や、③インターネット環境の整備、さらに、④大学生による高校生向けの学習会等を行う予定としております。

3、事業の効果であります。生徒が課題研究を通して、多様な人々と協働しながら、創造的な解決方法を提案したり、グローバルな視野で研究を進めたりすることにより、思考力や知識、語学スキルの向上が図られます。

高校教育課の説明は以上であります。

**○吉田義務教育課長** 常任委員会資料の6ページをお願いいたします。

学びを支える学習システム構築事業についてであります。

1の事業の目的・背景であります。学校のネットワーク環境の整備や生徒1人1台端末の整備を進めるGIGAスクール構想に合わせまして、学校における教育の情報化の実現を図り、どのような環境にあっても、いつでも学びの入り口を提供する本県独自の学習システムを構築するものであります。

2の事業概要につきまして、予算額、財源、事業期間は御覧のとおりでございます。

事業内容ですが、①にありますとおり、県立中学校等の3校におけるクラウド型学習システムの構築、運用を業者に委託して実施します。

本システムにおきましては、アにありますように、教科書に準拠した授業解説動画の配信や、イの学級担任及び教科担任による授業動画及び教材等の作成・配信、さらには、ウにあります

ように、教員と生徒間での課題・テスト・アンケート等の送受信が可能となります。

また、②にありますように、システム活用のために、年数回の研修を実施する予定としております。

3の事業効果であります。本事業に取り組むことで、今回の新型コロナウイルス感染症を含めた緊急事態への対応、また、将来的には、県立学校及び市町村の小中学校での利活用も考えられ、本県の教育の情報化を推進することができると考えております。

義務教育課からは以上であります。

**○松田特別支援教育課長** 資料の7ページをお開きください。

特別支援学校スクールバス感染症対策事業でございます。

まず、1の事業の目的・背景であります。現在の新しい生活様式に基づき、スクールバスの感染拡大防止対策を継続していますが、感染による重症化リスクの高い特別支援学校の児童生徒の安全、安心な登校環境を用意するため、今後も、状況に応じてバスの増便を継続するものであります。

次に、2の事業の概要です。予算額は2,634万7,000円で、全額一般財源であります。事業期間は、令和2年度のみ単年度でございます。

事業内容は、乗車率が50%以上である学校のスクールバスについて、状況に応じて増便を図るものであります。

最後に、3の事業効果につきましては、スクールバスに乗車する児童生徒を少人数にし、車内の密集、密接、密閉の状態を回避することにより、感染症への感染リスクを低減することができると考えております。

説明は以上でございます。

○東教職員課長 常任委員会資料の8ページをお願いいたします。

スクール・サポート・スタッフ配置事業でございます。

事業の目的・背景であります。臨時休業期間中の未指導分の補充学習実施等に当たりまして、教員の事務負担が増加することから、授業以外の校務の支援を行うスクール・サポート・スタッフを配置し、負担の軽減を図りたいと考えております。

事業の概要であります。予算額は2,151万9,000円で、財源、期間は記載のとおりであります。事業内容であります。①にありますとおり、スタッフの主な業務は、授業準備の補助や採点業務の補助などです。②の配置内容であります。当初予算分で既に配置している53名のスタッフにつきましては、補充学習の実施等に伴い、当初計画にございました夏期休業中の業務負担が見込まれることから、その分の勤務時間数を増加し、現在、スタッフが配置されていない小中学校のうち、67校に新たにスタッフを配置するものであります。

事業効果といたしましては、教員の事務負担の軽減を図り、授業を中心とした業務に専念できる環境を整えることができるものと考えております。

説明は以上であります。

○押川スポーツ振興課長 スポーツ振興課の補正予算につきまして説明いたします。

常任委員会資料の9ページをお開きください。

新規事業、学校臨時休業に伴う学校給食支援事業であります。

1の事業の目的・背景であります。学校給食の安定定な供給を図るため、学校臨時休業に伴い中止した学校給食に係る廃棄食材費等につ

きまして、学校給食関係事業者に対する支援の充実を図りたいと考えております。

2の事業の概要ですが、予算額は197万円、財源、事業期間は記載のとおりでございます。

(4) 事業内容につきましては、学校給食中止に伴う食材納入のキャンセルにより発生しました学校給食関係事業者の食材廃棄等の経費の一部を補助するものであります。

3の事業効果といたしましては、学校再開時における学校給食の安定的な供給を図ることができるものと考えております。

引き続きまして、10ページをお開きください。

同じく新規事業、高校総体等の代替大会開催支援事業であります。

1の事業の目的・背景であります。新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大により開催が困難となりました県大会の代替大会の開催支援を行いたいと考えております。

2の事業の概要ですが、予算額は2,147万1,000円でございます。財源、事業期間は記載のとおりでございます。

(4) 事業内容につきましては、大会開催に関する運営経費を補助するものでございます。

3の事業効果といたしましては、代替大会の開催支援により、特に最終学年の生徒が運動部活動の成果を発表する場を確保できるとともに、入試等で活用できる競技成績を残す機会をつくることで、生徒の進路選択の幅を広げることにもつながるものと考えております。

スポーツ振興課の説明は以上でございます。

○新生涯学習課長 常任委員会の資料11ページを御覧ください。

議案第6号「教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」につきまして、御説明をいたします。

まず、1の改正の理由についてであります、本年度から宮崎県美術展が宮日総合美術展と統合し、みやざき総合美術展として実行委員会形式で開催するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正の内容についてであります、教育関係使用料及び手数料徴収条例における宮崎県美術展出品手数料に関する規定を削除いたします。

次に、3の施行日等についてであります、公布の日から施行することといたしております。

説明は以上でございます。

**○押方高校教育課長** 常任委員会の12ページを御覧ください。

報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」御説明いたします。

新規事業、県立学校ICT環境充実緊急整備事業であります。

1、事業の目的・背景であります、新型コロナウイルス感染拡大による臨時休業や再開時の学びを保障するため、県立学校のICT環境の整備を緊急に行うものであります。

2、事業の概要であります、予算額、財源、事業期間は記載のとおりであります。

(4) 事業内容であります、①のオンライン教育等整備事業では、県立学校に学習動画作成等のための通信機器としてカメラを整備するとともに、機器操作等の支援のため、GIGAスクールサポーターを配置いたします。また、県立学校のインターネット回線を強化し、学習動画等の円滑な配信や、進学・就職におけるオンライン面接などに対応できるようにしたいと考えております。

次に、②タブレットPC緊急整備事業では、必要に応じて生徒に貸出しを行う端末として、

タブレットPCを整備いたします。

以上の整備により、3、事業効果にありますように、全県立学校でオンラインを活用した学びを推進する環境を整えられると考えております。

次に、13ページを御覧ください。

新規事業、実習設備等緊急整備事業でございます。

1、事業の目的・背景であります、新型コロナウイルス感染症の影響により、民間施設での実習が困難となった福祉科等において、校内での実習に必要な機器等を導入し、学習環境の整備を行うものであります。

2の事業の概要であります、予算額、財源、事業期間は記載のとおりであります。

(4) 事業内容であります、①福祉科への対応といたしまして、高齢者施設等で実施していた実習を校内で実施するため、入浴実習室の改修工事や施設で使用している電動ベッド等の整備を行います。

②生活文化科への対応といたしまして、臨時休業の影響で、夏季に調理実習をせざるを得ない状況があるため、調理室の空調等を整備いたします。

3、事業効果であります、福祉科におきましては、介護福祉士国家試験受験資格を確実に取得する環境が整い、また、生活文化科におきましては、安全な調理実習環境が整えられると考えております。

説明は以上であります。

**○岩切委員長** 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんでしょうか。

**○二見委員** この実習設備の整備事業について、今説明いただいたのは県立学校のことで、私学にも福祉の学科はあると思いますが、教育委員

会ではないかもしれないですけども、そちらの方も整備はされるということでよいでしょうか。これは、総合政策部の所管ですね。

**○押方高校教育課長** 教育委員会の所管は県立学校で、私立学校はみやざき文化振興課のほうで所管しておりますので、もし整備が必要であれば、そちらの方ではないかと思えます。

**○二見委員** 予算はそうなると思うんですけど、私立でも福祉関係の学科がありますので、コロナの関係で施設の整備が必要なのはどちらも同じだろうなと思ったものですから。分かりました。

**○岩切委員長** 実習設備等緊急整備事業に関連して、質問はございますか。

**○渡辺委員** 同じ件ですが、まず、この資料の事業効果のところ、福祉科においては、介護福祉士国家試験受験資格を確実に取得する環境を整えることができると書いてあります。コロナの影響で実習ができなくなることは残念なことですから、環境が充実することはいいことだと思いますが、これは、来年度以降、ここに書いてある民間施設の実習を行わなくても、全て学校の中で修練できるので、学校の中の授業や実習等でクリアできるようになるから、校外実習は必要なくなるという理解でいいのか。それとも、仮に、条件がすぐ整ったとしても、民間施設での研修には、ほかの意義とか、実際に現場の方々からいろんなことを学んだりということもあるので、通常の状態に戻っても、やっぱり民間施設での実習を重要視していくという考え方なのか。そのところを御説明いただきたいと思えます。

**○押方高校教育課長** 1つ目ではありますが、今回の緊急整備につきましては、特に介護士につきましては、3年間で50日以上の実習等が必要

でございます、その実習をこれまでは外部の施設をお願いをして、御指導をいただいていたということになります。

今回の整備等において、全てを賄えるように準備をしておりますが、特に細かな指導の面とか、またコミュニケーションの面とか、学校内だけではできない部分は、また来年度以降御協力をいただく部分もあろうかと思えます。

**○渡辺委員** 確認しておきたいのは、今回こういう形で導入するものが、今年は現実的に研修時間が足りないので有効活用されるんですが、来年以降はほとんど活用がなくて、せっかく投資したものが学校の隅にあるみたいな状態にしてはいけないと思うので、今後も有効活用され続けるのかを確認しておきたいと思えます。

**○押方高校教育課長** 特に、3年生の実習を優先して行うように考えておまして、1、2年生でも、各20日ほど、3年生は10日以上の実習等がありますので、3年生を優先した場合は有効に活用できますし、また、1、2、3年全体を考えたときには、学校の施設も十分使いながら、また、外部の方にも御協力いただくことになろうか思っております。

**○渡辺委員** それでは、同じ観点からですが、農水産就業緊急対策事業でも、校外研修の中止によりという理由になってはいますけれども、これは、校外研修がカリキュラム上必要なのか、学校で独自にやっているということなのかが分からないのですが、どこか典型的な高校を一例としてでも結構ですので、今回のコロナによって、実際にどのぐらいの校外研修ができなくなっているのかと、今回のスマート農業関連で整備することによって、学校内での研修によって農業高校で提供する教育水準が十分に担保できる形になると理解していいのかを御説明いただき

たいと思います。

○押方高校教育課長 実習等の年間日程等については、今のところ持ち合わせておりませんが、今回の農業機械整備等につきましては、今まで機械の仕組みとか操作の方法等については座学で勉強しております。学校内の農業機械は以前のものであり、今後のスマート農業等に対応するための機器等がほとんどございません。そのため、地域でスマート農業をされている方の御支援をいただきながら、そこに実習に行くこととしております。

今回その実習等ができませんので、スマート農業の技術を習得するために、学校内にそういう機器を整備して、また指導する側も技術を身につけて、生徒の育成を図っていききたいという緊急対策の事業でございます。

○渡辺委員 高校生の環境が整うことは極めていいことだと思うので、それはそれでいいんですが、こうやって資料の中に、例えば、1の事業の目的・背景のところ、校外研修の中止に伴いと書いてあるので、きちんと研修の中止が本当にあるという事実をきちんと書いていただかないと……。資料に書いてはあるが、学校現場の事実がそうであるということは担保していただかないと、議論の前提が崩れるので、きちんとそこを説明してくださいというふうに申し上げているところです。

○押方高校教育課長 学習指導要領では、農業関係の専門科目について10分の5の実習をするようになっておりますので、その部分では、現在のところほとんどできていないという状況がございます。ですので、それを補完するために、こういう機器等を用いて十分な実習を深めていこうと考えております。

○渡辺委員 分かりました。ありがとうございます。

ました。

○日高委員 これは、以前から就農ということで、農政水産部と教育委員会とが連携して、農業大学校と農業高校との連携が進んできているのかなと思っていますが、仮にこの事業をやったときに、どういう効果が考えられるのか。こういうことでもっと具体的に説明してもらいたい。それから、この③の漁業就業受け皿づくり推進事業は農政水産部の事業で、対象校として8校関わるということなんですが、ここに海洋高校も入れる必要があるのではないかと思いますので、その点を少しお聞きします。

○押方高校教育課長 例えば農業大学校との連携なんですけれども、今農業大学校に高鍋農業高校の生徒とか、農業の学科に在籍する生徒が行って実習も行っております。その際、インターンシップといいますが、高鍋農業の生徒と一緒に、近隣の農家へ一緒に就農、援農等を行ったりすることがあります。そのための基礎となる技術を身につけるための有効な一つの機材として、こういう機器を入れようと考えております。

もう一つ御質問がありました水産系のことにつきましては、高等学校については今回農業系のみ支援になります。こちらの農政水産部のことにつきましては参考事項として書いておりますので、ここは今回は該当しておりません。

○日高委員 連携については十分分かっているんです。連携することによって就農していくということだと思いますが、例えば、畜産の分野でどういう機材を入れてどういうふうに生かすとか、園芸のハウスでこういうことをやって連携していくんだとかいった、ああ、なるほど、そういうことね、というような説明をしてほしいということ。それから、もう一つ、今回は農

業で、漁業はないということなんですけど、そうしたら、この資料の農政水産部の1、2、3の3番目は書かなくてよかったんじゃないですか。これが書いてあると紛らわしいです。事業名に水産と書いておいて、どうして一つしかない海洋高校が入っていないのか。でも、水産もやっぱり農林水産で第1次産業ですから。これだと農業だけやって水産はもういいよというふうに思ってしまうんですが、その辺を少し説明してください。

**○押方高校教育課長** まず、農業大学校との連携についてですけれども、特にスマート農業につきましては、今回入れさせていただくのが、GPS付のトラクター、あとラジコンの草刈り機、その辺りを入れさせていただくわけですが、GPSがついていれば、座標軸だけ決めて、無駄なく動いていくというふうな機械でございます。それを入れさせていただいて、勉強しながら、農業大学校と連携して、農業に対する意欲とか技術を高める。ラジコンによる草刈り機につきましては、斜面は危ないので、そういう斜面をカットするときを使うもの、もしくはドローン等で撮影して、薬剤散布の状況とか、生育状況を検知する、そういうものも入れさせていただいて、農業大学校と連携して、農業意欲等を高めていこうと考えております。

最後になりますが、この水産系の記載に関しましては、余分な情報があったことで御迷惑をおかけしております。申し訳ありませんでした。

**○日高委員** GPSトラクター、ラジコン草刈り機とか、今の説明で、ああ、なるほどそういうことを連携してやって就農につなげていくんだということはよく分かりました。

ただ、漁業について、やっぱりどうかと思うんです。みやざき農水産就農緊急対策事業です

が、これは、みやざき農業就農緊急対策事業というふうに事業名を変えたらよろしいんじゃないですか。これは訂正をお願いしないと、どう考えても事業名と内容が違います。

**○押方高校教育課長** この事業名につきましては、農政水産部の立てました事業の一つの中の高等学校部門のパッケージという捉え方をしております。最初の大きな見出しについては、高校のみでなく、農政水産部の出したものと同じということで捉えておりますので、高校だけ特出ししてということでは考えておりません。名称はこのままになろうかと思えます。

**○日高委員** だから、これは農政水産部の事業ということでこう出てきたのは分かります。でも、皆さん方は、県立高校を預かっているわけですよね。農政水産部と連携してこの事業をやるわけです。では、どうして農業高校だけが対象なのか。海洋高校だって県立高校じゃないですか。その辺が腑に落ちない。

**○押方高校教育課長** 委員のおっしゃったとおり、今回はまず農業関係の緊急対策で出させていただきました。水産系につきましては、また今後、いろんな検討とか状況を踏まえまして、機会を見つけて、海洋高校等の施設整備等も考えていきたいと考えております。

**○日高委員** 繰り返しになるからもういいです。

**○蓬原委員** だから、もともとの説明が、新型コロナウイルス感染症拡大に伴って校外研修の中止があった。それができないので云々という、出発の起点がそこになっていますが、スマート農業を学ばせるためのGPSやドローンというのは、それはそれで早くやるべきことだと思うんです。どうもそこがこじつけ臭い。原因とやろうとしていることがかみ合っていない。だから、さっきも校外研修が中止というのは、どれ

ぐらいの中止があったのかという質問があったけど、明快にそれがどの程度あったかが出てこない。

今、水産はどうなるんだとか、じゃあ工業系はどうなのという話であって、工業系はそこまで外に出る校外研修はなかったから、今回は対象ではないんですよとか、そこの説明が明確にあればだけど、どうもそれに引っかけて、このスマート農業の予算をつけたんじゃないかというようなことで、説明がすっきりしない。スマート農業はスマート農業で早くやらないといけないことなんです。それぞれで立派なことなんですけど、そこの説明がすっきりしない。すんと腑に落ちないという表現があったけど、話を聞いていて、そういうことじゃないかなと感じました。だから、なぜ校外研修が中止になったからこの事業をやるんですよという説明をもう少し強くされると説得力があるのかなと思います。

**○岩切委員長** 農政水産部の事業の説明ができますか。農政水産部の事業にあるみやざき農水産就業緊急対策事業は、県立高等水産研修所等が対象になっているものです。農業大学校と高水研と高校生という説明があって、そのうちの高校部門を教育委員会がやっている状況について、その辺を説明してもらうことは可能ですか。

**○押方高校教育課長** 現時点では持ち合わせていない部分があります。

**○岩切委員長** 委員の皆さん、これは農政水産部で同じ名称の事業があって、農大校と高水研と高校という中の高校部門がこの内容ですので、水産高校がないのは、高水研があるからということで御理解いただいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○岩切委員長** 蓬原委員の質問に対して特に執

行部からのコメントはありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、そういうことでお願いいたします。本事業に関してはよろしいですか。ほかの事業に関して質疑はありませんか。

**○中野委員** 財務福利課長にお尋ねしますが、県立学校等衛生環境改善事業、つまり児童生徒のトイレを洋式化するという説明でしたが、合わせて計算上24%が改善されることとなります。そして、支援学校は96%になったということでした。僅か4%残るんです。このパーセントから事業費を、予算額で割れば、1%引き上げるのに計算上は500万円くらい。4%引き上げるのに2,000万円あれば、支援学校は100%になるはずですが。コロナの感染云々で、洋式トイレでない感染の云々というのを何かで見た記憶があるんですけども、あと僅か2,000円で全ての洋式化ができたのになど。どこの支援学校が取り残されたのですか。

**○四位財務福利課長** まずこの事業に関しましては、すぐにやらないと意味がないということもございまして、工事というのは、基本的に設計指定で、それを入札にかけてといったような大規模なものになりますと、場合によってはもう年を越えて2年になってしまったりすることもあります。そこで、これを緊急にやるために、小規模の工事ということで、各学校に対応していただく形でさせていただくものです。各学校においては、執行の上限がございまして、その最大値をお願いするというをまず考えております。これで対応できるのが、大体単価的に7基で、洋便器7基ぐらいを取り替える形にしたところ、洋便器7基では100%にならない学校が2校ございまして、それで100%にならなかったところがございます。残りに関しまして、早い段階で100%になるように別途対応して



いきたいと考えております。

学校名については少しお待ちください。

○中野委員 一般質問でも、特に県立学校等の女性トイレの洋式化ということで質問がありました。だから、そういうことを含めて満遍なく洋式化しようということでやられたと思うんですが、支援学校だけを見れば、ほんの僅か、あと僅か4%です。今回は100%にはできなかつたんですけど、近い将来、100%にしてほしいと思うんですが、早めに対応できませんか。

○四位財務福利課長 まず学校名ですが、明星視覚支援学校とみやざき中央支援学校の2校が、まだ少し残るとい形になります。先ほども申し上げましたように、別途の形でできる限り早く100%を達成するように努力してまいりたいと考えております。

○中野委員 ぜひ早めをお願いします。

○日高委員 財務福利課の説明資料、あまりにもこれは簡単過ぎて、高等学校が25%から36%、特別支援学校が83%から96%に上がるなら、上がったと書いてもらいたい。数字を出したらいけないのかどうか分かりませんが、少し説明資料が物足りない。

○四位財務福利課長 見込みという形ではありますが、出せない数字というわけではございませんので、ただいま説明させていただいたとおりです。反省して次からは資料の方も掲載させていただきたいと思っております。

○蓬原委員 せっかくですから、このトイレに関して伺います。以前、県庁内のトイレの洋式化について総務政策常任委員会で質問したことがあったんですが、そのときは、職員の皆さん、必ずしも洋式を希望していない。肌が直接触れるのが嫌だという人もいらっしゃるの、和式もあるんだということで納得したところなんです。

男性と女性の洋式トイレの比率、例えば、イベントなんかがあるときに、ずらっと並ぶのは女性用で、女性は時間がかかりますよね。大体男性と女性とトイレが同じ数だから、男性の方が早く済んでしまう。女性の方は物すごい列ができる。例えば新田原基地の航空ショーがありますけど、あれは悲惨です。とてもじゃないです。男でも並ぶのに女性はもうずらっと並んでいます。だから、今さらこの女性と男性のトイレの比率までいじるのは大変なのかもしれないけど、イベント等のときも含めて、これから新しい設備をつくるときは、女性と男性のトイレの比率は、変えるというか、配慮というか、そういう視点も必要なのではないかと思っていて、直接関係ないんですが、今ここで申し上げておきたいなど。

○四位財務福利課長 男女の比率の話でございますが、先ほど約30%というふうに申し上げましたけれども、高校におきましては、男子トイレの方が、現在のところ30.4%、女子が22.5%という洋式化率になっておりまして、主に女性のほうの比率を引き上げていきたいというのが、この事業の組立てになっております。

○内田副委員長 今まで出た質問とかぶってしまうんですが、学校のトイレの改善については要望も多く受けます。そもそも、今回のコロナを受けての衛生環境改善ということなんですけど、この趣旨というか、意図するところは、例えば、メディアを通じていろいろ聞いているのは、洋式化して、きちんと蓋をしないと、コロナのウイルスが飛び散って、飛散した後に入ってくる人に感染するとか、そういうことを聞いたりする中で、そのための改善なのかなと思ったところなんです。今回は、主に女子トイレが基本になっているということなんですけど、男性用の

壁かけのトイレがあります。あれは感染という観点で見れば、感染につながるというか、飛散しやすいのかなと思うんですが、男性の方じゃなくて、女性のトイレの方は、和式から洋式に変えるということなんですね。

例えば、工業高校では女性が増えているんです。そこで、女子トイレの数が少ないという相談とか、逆に商業高校とかになると、男性が増えていて、男性用の和式とか洋式が少ないとか、そういう相談を受ける中で、今回の洋式化はありがたいなと思いますが、目的をきちっと果たすのか疑問です。いかがでしょうか。

**○四位財務福利課長** ただいま御指摘のありましたように、もともとは便器の蓋を閉めてトイレの水を流すということが、感染症対策の一つとして有効だということがございまして、それが、コロナウイルス感染症予防対策としても必要なことだということで、今回お願いする形になりました。もともとトイレは、和式トイレですと、飛沫が飛びやすいという状況があり、ほかの感染症等の観点からも、清潔を保つためには洋式がよいというふうに言われておりまして、小中学校に対しては、国の方も積極的に補助金をつけながらトイレの改修を進めているところでもあります。県立学校に対してはその補助はないんですが、その中で、毎年、学校で対応できる金額で洋式化にも少しずつ取り組んできたところだったんですけれども、今回、感染症予防という観点で一気に進めたいということでお願いしているところでありまして、10ポイントほど洋式化率を上げさせていただくような案をお願いしているところでございます。

男性のトイレに関しましては、基本的に、大便に混ざったウイルスが原因というのがもともとの解説であったかと思えます。ですので、や

はり大便器のほうが問題という形になりますので、そちらの洋式化を進めさせていただきたいと考えています。

**○内田副委員長** こうやって洋式化を進めていただけるのは、これまでの課題でもあったので、すごくいいチャンスでありがたいなと思っております。それぞれの学校によっても、男子、女子の比率が変動しているので、トイレの実態把握をきちっとしてもらって、改善を進めていくことを、今後の洋式化のスケジュールに入れていただきたいなと思いますので、よろしくお願います。

**○岩切委員長** 他の項目で質問はございませんか。

**○中野委員** 次に、スポーツ振興課長にお尋ねしますが、学校給食支援事業ですけれども、対象は義務教育の給食についての支援策なんですか。県立高校でも学校給食をしているところがあるんですか。

**○押川スポーツ振興課長** 今回の本事業につきましては、県立学校を対象としておりまして、該当しますのが、特別支援学校13校と中等教育学校1校、合計14校分の支援となります。

**○中野委員** 中等教育学校が1校というのは、県立学校ですか。

**○押川スポーツ振興課長** 五ヶ瀬中等教育学校です。

**○中野委員** 分かりました。

**○岩切委員長** この項目ではないですね。ほかの項目で質疑はありませんか。

**○渡辺委員** 学びを支える学習システム構築事業について伺います。まず、確認をしたいんですが、県立で五ヶ瀬中等教育学校も含めた中学校3校を設置している目的とか意義というのはどういうことになりますか。あと、大体で結構

ですけど、在校生徒数が今何人なのか、確認させてもらいたいんですが。

○吉田義務教育課長 まず生徒数から申し上げますと、宮崎西高等学校附属中学校が2クラスで定員が80名になっております。それから、都城泉ヶ丘高等学校附属中学校が1クラスの40名定員です。五ヶ瀬中等教育学校が1クラスの40名定員となっております。

○渡辺委員 これはもうずっと以前のことの経緯になるわけですが、義務制の学校を県が持っている、設置をしている目的というのは、もちろんいろいろあると思いますけれども、主要な目的はどこにあるのかを少し確認させてもらってから質問に入りたいんですけれども。

○吉田義務教育課長 質問のありました県立学校に義務制段階の附属学校を設置している意義なんですけど、将来的に本県を担う重要な人材を育成するという観点から、この附属中学校を設置しております。

○渡辺委員 本県の将来を担うのは、もっと幅広い子供たちからという気もするんですが、その疑問は少し置いておきます。伺いたいのは、この事業の目的が、県立中学校段階の子供たちの教育環境を整えることが主眼なのか、それとも、あくまでもこれはパイロットであって——実験という言い方は的確じゃないかもしれませんが——まず、この人数の限られた県立中学校の子供たちにやれることをやる。その上で本当の目的は、事業効果の2行目のところに書いてある、全ての市町村立の学校の環境が整うために、県が基礎土台をつくるのが目的なのか。それとも、県立で持っている狭い範囲の学校の環境を整えることだけが目的なのかを、まずしっかり整理したいという意味の質問なんですけれども。

○吉田義務教育課長 将来的には、市町村立の学校にも参加を呼びかけたいと思っております。今、委員からありましたように、将来的には全県下にこういった仕組みを広げていきたいというのが、この事業の大きな狙いでありまして。

○渡辺委員 できれば、その将来的というのが、来年、再来年には、具体的に構えられるという将来観なのか、いつかそうなったらいいなというような未来観なのかを押さえておきたいので、まず、それだけ確認させてください。

○吉田義務教育課長 市町村が参加する場合には、もちろんその市町村の手出しがございますので、予算化をしていただく必要があります。ただ、希望する市町村については、できるだけ早い時期に参加をしていただきたいと思っておりますので、そういった形で積極的に呼びかけをしていきたいと思っております。

○渡辺委員 もう一点確認をしたいのが、今回構築するクラウド型の学習システムというのは、今回の新型コロナのように登校が難しいとか、夏休みや、冬休みといった物理的に学校に来ない期間等に活用することをメインで設計をするのか。それとも、県立中学校においては、もちろん授業はあるんでしょうけれども、日常的にこのシステムを活用して、教科書に準拠と書いてあるので、恐らく限られた空間だから、著作権の問題とかもクリアして、その子供たちが見ることができるといことだろうと思うので、授業の補助というか、補完するようなものとして、動画での解説が行われたり、課題のやり取りがこのシステムを使って行われたりという、学校の教育のやり方が大きく変わるというものをイメージすればいいのか。それとも、あくまでも非常時に補完する措置として使うセキュリティーシステムみたいなイメージで考えたらいいの

か。どのように理解したらよろしいでしょうか。

○吉田義務教育課長 このシステムにつきましては、基本的に学校での授業の中で使うことを想定しております。加えて、災害時の場合にも使えるものとして考えておりますので、基本的には、学校で十分活用していただきたいと思っております。

○渡辺委員 今回の御説明を総合すれば、小学校段階とか、西米良村のような形で通常授業での活用をメインとしているわけなので、一気にICT化のステージを上げる土台になると思います。学校の設置者は市町村だということはもちろん分かっています。しかし、県が共通の土台を提供することについて、市町村は文句はいいないと思いますので、一定の財政負担といった問題はあってもいいかもしれませんが、ぜひ、強く呼びかけて、この土台を県内の市町村立学校でたくさん使ってもらえるようにしていただきたいと思っております。これは意見でとどめます。

○岩切委員長 学びを支えるという問題に関連しての御質疑、関連はございますか。

○二見委員 前回の委員会の際に、各市町村がパソコンやタブレットを導入するのをサポートする事業があったと思います。この間、都城市で聞いてみたら、小学校の5、6年生と、中学校の3年だったかな、1学年分は全部タブレットを導入する予算を計上しているという話でした。前回の委員会で質問したところ、市町村はかなりタブレットを導入するという答弁だったので、それが進んでいるんだろうなと思いました。しかし、こういうITを使った、いわゆる学びプログラムというのは、タブレット等のハードを導入する前に、全体像ができていないとおかしくないでしょうか。タブレットを導入するというのは、こういう学びのシステムをつ

るとというのが前提であって、各市町村が、導入するんだったら、そういう前提で進めるということなので……。ということは、既にもう市町村とはその辺りの情報交換というか、意見交換をして、同じ方向で事業を進めるという、ある程度の概要というか、そこら辺ができていないといけないんじゃないかなと思うんですけど、そういった各市町村の教育委員会等との連携というのは、この事業をつくるに当たってされていらっしゃるんですか。

○吉田義務教育課長 この事業をつくるに当たっては、特に市町村と詳しく協議をする時間はございませんでしたが、これまで市町村の担当者を集める会議ですとか、課長を集める会議ですとか、そういった中で様々情報交換はしてきております。

今回、このコロナの影響を受けた中で、市町村から聞こえてきた声としまして、いわゆるオンライン授業といったものに匹敵するような仕組みがなかなかできないと。実際に県教育委員会が作成した学習動画を教育ネットひむかにも五十数本上げましたけれども、それだけではやはり指導の限界があるといったところから、今回のシステム構築ということで事業をつくらせていただきました。

市町村との事前の協議は十分できませんでしたけれども、先ほど御意見もありましたように、積極的に市町村に働きかけていきたいと考えております。

○二見委員 利活用も考えられるというよりは、それができるものをつくらないといけないと思うんです。事業効果のとして利活用が考えられるということではなく、利活用できるものをつくるんだと、そういった意識が大事じゃないのかなと思います。

それから、事業内容で分からなかったんですけど、この①のアについては、授業をするときに先生たちが勉強する動画を作るということなんでしょうか。②のほうは、先生たちが授業をするときの教材等を作るということでしょうか。どういう内容になっているのか教えてください。

**○吉田義務教育課長** まず、アにあります教科書に準拠した授業解説動画につきましては、このシステムを作った時点で、既にそのシステム上にある教材になります。これは教科書会社に準拠していますので、教科書を学習する際に補充できるような内容のものが含まれるというふうに考えています。

これは既にでき上がったものがありますので、学校の教員が作成するというよりも、教員も見ることでできますが、子供たちがそれを参考にできるというものになっています。

イの学級担任、教科担任による授業動画、それから、教材につきましては、教員もそれぞれ授業のやり方に個性があり、やり方がそれぞれ異なりますので、教員が流したい授業の様子を動画に撮って、それをこのシステムの中に載せることもできますし、教員が作成した教材、授業の中で使うような教材も、このシステムの中に載せることができますので、それを基にまた子供たちが学習できるような仕組みになります。

**○二見委員** これはもう微妙なところがあるんですけども、やっぱり教え方がうまい方と、未熟な方もいらっしゃる。それはやはり人間ですから、国語が得意な人がいれば、数学が得意な人がいるように、それぞれのレベルがあるとは思いますが、やっぱり全体的なレベルを上げられるようなものにしていかなければならないと思います。子供たちにとっては、そのときそのときが勝負であり、もうつまずいた

ら、またそこからは上がるのもかなり大変なので、学力向上ということでもいろいろと話をさせていただきましたが、そこ辺を一つ一つ大事にしていってもらいたいと思うんです。

それから、先ほどのアのことについては、要するに教科書を勉強する補助的なのとか、解説のデータということになるんですね。分かりました。

**○蓬原委員** 先ほど農政水産部との関連で、みやざき農水産就業緊急対策事業というのがありました。今の二見委員の質問についてなんですけど、農政水産部の事業の説明資料がとてもよくできていて、例えば1ページじゃなくて、入り組んだ事業については2ページ目に図解を作って、例えば、この事業に関していえば、クラウドがあって、授業の風景があって、先生がいて、子供がいてというふうに作ってあって、分かりやすく、ここまで作るかというぐらいの立派な資料を、時にはカラー刷りで作ってくるんです。

だから、せっかくこうやって農政水産部とも連携しているわけですから、日高委員からも話がありましたけど、全体的に説明を受けていて、説明が非常にさらっとし過ぎかな。こちらから聞かなければそれで済ませようかなと、勘ぐり過ぎかもしれないけど。もう少し分かりやすい図解を含めた説明の仕方とか、極端なことをいえば、聞かなくても分かる資料とか…。今の二見委員の質問を聞いてもそうですけど、よく聞いていかないと分からない。ここにいらっしゃるの先生方が大半ですから、そういう分かりやすい授業をふだんやっておられるはずなので、我々がどこに疑問を持つかなというところを説明していただきたい。せっかくだから、農政水産部の政策説明の資料を1回見ら

れて、どういう資料を作っているのかを、1回研究してみられたらどうかなと思いました。余談かもしれないけど、教育長、次回を楽しみにしております。

**○日隈教育長** 申し訳ありません。説明が少し資料としても不足しているみたいですので、次回以降はもう少し分かりやすく丁寧に説明できるような資料作りに努めたいと思います。

それと、もう一つ、先ほど二見委員と渡辺委員からありました学習システムの関係ですが、これは、クラウド型の学習システムということのでつくりますので、みんなが共通で使えるシステムになります。したがって、市町村が後で、横に置いて使えるように、増設しやすいように、同じようなサービス提供ができるようなシステムを想定してつくっていきますので、希望される市町村はその横の方にまたつくっていくというようなことで、県がこれに取り組むことで、各市町村とも小中学校が取り組みやすくなるのかなということが一つの目的としてあります。

もう一つ、教科書に準拠した授業解説動画の関係ですが、これは自前でつくることもありますがけれども、教科書を作っている出版社のそれぞれの単元の動画が既にあります。それもこの中で今回使えるように、一応サービス提供も一部いただけるということになっておりますので、子供たちにとっては、自宅で自分でまたもう一度見てみるといったこともできますので、非常に学習しやすくなるのではないかなと考えています。

県がこういうふうに取り組むことによって、市町村の取組も促しながら、多くの子供たちの学びの充実が図られていくものと考えております。

**○二見委員** 今のお話を聞いてよく分かりまし

た。これは関連というか、スクール・サポート・スタッフの配置事業にもあると思いますが、今、学校の事務が増えているのは分かるんですが、ある程度、先生がするべき仕事をしっかり仕分しておかないと。この動画配信においても、学校の先生が授業ですべきことと、こういう教材を使ってできることをしっかり分けておかないと、するべきが増えるだけで、学校現場が混乱するようなことにもなりかねません。その辺の整理をしっかりとっておいた方がいいと思うんです。これは要望というか、意見として聞いていただければいいかなと思います。

**○日高委員** 先ほどの農政水産部との連携事業について、これは意見だけです。農政水産部は、どうも畜産に偏っていて水産については何か頭がないように感じます。畜産ばかりで宮崎牛があそこまでになった。それはそれでいいことです。だけど、水産のことは本当に誰に聞いてもぴんとこないわけです。だから、教育委員会は平等に見て、水産関係もやらないといけなから、逆に農政水産部にそういう要請もしたほうがいい。海洋高校は、そこから漁業に進む。漁業の担い手がいなくて大変なんですから、よっぽど水産のほうに力を入れてやったほうがいいと思うんです。その辺を少し頭に入れておいてもらいたいと思います。

質問は、高校総体の代替大会の支援についてでございます。教育長が知事と一緒に大々的に記者会見をやったんですけど、次の日の新聞の一面は高校野球の記事になってしまい、少しミステークかなと。代替大会が一面に出るかと思ったら、高校野球が突出してしまったということでもあります。代替大会の開催についていろいろあります。まず、この大会を開いて、無観客としながらも観戦者は入れますよね。保護者は関

係者ということで、それ以上は入れないということなんですけど。7月10日から、県が出しているイベント開催制限の段階的緩和がステップ3に移るわけです。このことについて、まず認識だけ確認します。屋外の野球大会と屋内のコンサート、これはどっちが危険性が高いのか。その辺をどう考えるか。

屋内のコンサートは、7月10日以降、5,000人の50%以下を入れられるんです。最高で2,500人入れられるということです。高校野球の観客は、このステップ3に移行しないということなんですか。これはステップ3のどこに該当するんですか。ステップ3については分かりますよね。

**○押川スポーツ振興課長** 今回の代替大会の開催につきましては、まずは主役である子供たち、生徒に対しまして、その発表の場を提供するというのが一番の目的であります。その次の目的としては、一緒に頑張ってきた部員等にも一緒になってやはりこの大会を盛り上げてもらう。さらに、支えていただいた保護者にも応援していただくというのが、まず大前提だと考えております。

今後、感染等がどのような状況になるか不透明な状況もございます。また、もし感染者が出た場合の感染経路をその後確認する作業等もございまして、そういった意味からも、入場者の行動確認を取らなければいけないといったところがございます。そういったところも含めまして、大会運営をする側も少ない人数で行いますので、その状況の中で、じゃあどういった形の応援ができるかといったところで、今回につきましては、無観客と言っておりますけれども、部員、それから、保護者の皆様については応援をしていただくという形で現在準備を進めさせていただいているところでございます。

**○日高委員** 課長のおっしゃることは、十分分かります。ただ、このイベント開催制限の段階的緩和の目安は県が出している。こういうのを出すと、確実に、みんな、2,500人は入れるんだと思います。だから、これは県が、知事が発表したんでしょうけど、こんなの発表するなよと言いたいです。おかしいでしょ、これは。ステップ3だと2,500人入っていいようになってますから。これは整合性がない。課長が言っている意味は分かるんです。発表の場を設けておいて、何でこういう制限緩和の目安を出すのかということなんです。基本的に代替大会についてはこれは当てはまらないということですね。

**○押川スポーツ振興課長** 基本的には、やはり今申し上げましたとおりの考え方で進めさせていただきたいと思っております。観光とか、また県外からの誘客も含めたイベント等も含めて、そういう意味では、今、日高委員が言われたような考え方で進んでいくものと思っておりますけれども、まずは子供たちの安全を第一に考えながら、本大会については準備を進めさせていただければと考えております。

**○日高委員** 細かいことを聞いて悪いんですけど、これはトーナメント方式で、9回超えたら10回はタイブレークですか。

**○押川スポーツ振興課長** 硬式野球競技、いわゆる高校野球につきましては、今回は特別ということで、例年ですと13回からタイブレークということでやっているんですけども、今回につきましては、10回からタイブレーク、いわゆる9回が終わった段階でタイブレークという方式で、全てトーナメントで決勝まで行う予定でございます。

**○日高委員** ケーブルテレビとか、ローカルテレビ局の放送とか、NHKが決勝と準決勝を放

送するとかいう話もあります。せっかくだから、ケーブルテレビ等で全試合を中継してくれるように、要請をしないといけないと思うんですけど、その辺の調整はやっているんですか。

**○押川スポーツ振興課長** 今委員が言われたとおり、NHKにつきましては、準決勝と決勝を、例年どおり放映されるという確認はしております。また、例年、ケーブルテレビ等が放映したいといったところもございます。MR Tとケーブルテレビ等にもどのような形で放映していただけるだろうかということをお願いと調整等をさせていただいているところです。最終的には放映する側が決定をされると思いますが、極力放映をしていただきたいということをお願いしているところでございます。

**○日高委員** ぜひよろしくをお願いします。

ウインタースポーツについて、進学校の子供は、冬のシーズンに移行する前に引退するわけですが、バスケだったかバレーだったか忘れましたが、各高校単位でお別れ試合をするという話を最近ネットで見ました。試合をしてお別れをするわけだから、最終学年の部活動の成果を出すということでは同じなので、こういった競技にも予算をつけてあげたらいいような気がするんですけど。

**○押川スポーツ振興課長** 今回、5月7日に高校総体の中止を発表をさせていただきました。この発表につきましても、その前の5月1日に、総合開会式のみを中止するというような発表をしました。その後、大会の中止を発表したんですけれども、これは臨時休業期間中ということもありまして、まず生徒を中心に考えたときに、生徒にしっかりと伝えてから報道発表をする、そういうことで子供たちに配慮するという思いから、そういう形で発表させていただいたとこ

ろです。

今、委員がおっしゃいましたように、大会等がない競技もございます。そういったところもありますことから、校長先生方にも御理解いただきながら、大会がない競技、それから、この高校総体中止を受けまして、もう既に次の目標に向かって部活動を引退した生徒への配慮、そういったところも調整をしながら、先日、代替大会の発表をさせていただいたところです。予算をつけるということまで至っておりませんが、そういう代替大会がない競技、また、既に引退して次の目標に向かっていく生徒への配慮を十分に行いながら、今大会の開催に向けて準備を進めさせていただいたところでございます。

**○日高委員** 競技団体との調整があって24競技という結果になったんだろうと思います。そこは理解します。ただ、代替大会がない競技については情報をしっかりつかんで配慮してもらえればいいかなと。

最後に、ウインタースポーツの競技が、夏休み期間に、例えば8月から、短い期間と言われてはいますが、近隣の県に遠征しないと練習相手がないとか、力をつけられないというような状況にあるので、その日程を組むのに、早く近隣県への遠征が行えるようにしてほしい。

明日の19日から、私たちはいろんなところへ行けるようになるわけですから、早めに、いつから行けますよと、その辺は教育長が詳しいかと思うんですけど、時期を示せないものかなと思います。

**○押川スポーツ振興課長** 近隣の県との交流につきましては、現在、近隣の県が県外との交流をどのように考えているか、情報収集をしながら、本県としてどのように進めたらいいか検討



しております。

昨日、知事からも、明日から徐々に県外との交流を解除するというような発表もされておりますことから、6月19日から県外との交流については徐々に解除するというので、本日、各高校に文書を出発するというので今進んでおります。

ただ、近隣の県が受け入れられるかどうか、もしくは近隣の県が宮崎に入ってくるかどうかは、それぞれの県の対応になるかと思しますので、また、その辺りについては、近隣の県とも情報をしっかりと取り合いながら進めさせていだければというふうに考えております。

**○日高委員** ということは、19日から、近隣の県外チームとの対外試合は可とするということですね。制約はないんですか。

**○押川スポーツ振興課長** 現在のところは、宿泊を伴うものについては、許可をしないという形で、日帰りという形で準備をしているところでございます。

**○日高委員** 遠征になるから、当然、宿泊もすることになる。それは段階的にだと思んです。そういうことも、状況を見ながら緩和していければいいと思いますので、よろしく願いします。

**○渡辺委員** 今の件で確認ですが、まず、通常、県の高校総体、高校野球の県選手権、中体連等は、県費からの支出はあるんですか。あるのであれば、今年度ははどのような形で予算が措置されていたのか。今回、補正を組んでいるわけなので、もともとの開催経費はどうなっていたのかを確認させていただきたいのが一つ。

2つ目は、事業内容のところ、1から3までそれぞれ出ていますが、大枠で結構ですので、その開催経費であったり、コロナの対策であつ

たり、熱中症対策、それぞれどれぐらいの予算を割り振った結果が、2,100万円強なのかを御説明いただければと思います。

**○押川スポーツ振興課長** 通常ですと、中学校の総合体育大会に対しましては57万円、それから、高等学校の総合体育大会につきましては244万9,000円、高校野球につきましては補助をしておりません。

なお、今回の予算措置につきましては、大会開催に関する運営経費につきまして、高体連、高野連、中体連に全額で\*1,160万円程度、それから、新型コロナウイルス感染症対策の予防に関しまして440万円程度、それから、熱中症対策に関しまして440万円程度で見積もっているところでございます。

**○渡辺委員** よく分からないのが、新型コロナ対策に予算をつけるのは分かります。熱中症も分かったということにしようかと思いますが、通常、大会開催経費として、中学と高校合わせて300万程度しか支出していないものが、今回に限り1,160万円必要だというのは、もう少し明確な説明がないと……。新型コロナ対策を含んで1,160万円というのは分かるんです。前提として言いますが、先ほど日高委員からもあったように、子供たちに発表の場を担保してあげようというのはいい取組だと思うんですが、少し予算の説明として、これは成り立っていないという気がするんです。通常300万円しか出していないものに、今回は1,160万円という理由はどこにあるのか、もう少し丁寧に説明していただかないと分からないですね。

**○押川スポーツ振興課長** 例年ですと、大会参加料を徴収すること、それから、高校野球につきましては、一般観覧者から入場料等を徴収し

※47ページに訂正発言あり

ながら大会運営を行っております。今回は、そういった大会参加料を徴収しない、いわゆる例年の大会と異なる日程や方法で行いますので、そういった意味から、大会参加料を徴収しないといったこと、また、高校野球につきましては、一般観覧者を入れない予定ですので、入場料収入がないということ、そういったところからも、運営経費がなかなか捻出できないといったところがございますので、その部分を県で支援をして、運営をしっかりと行っていただくという意味で、この予算をお願いしているところでございます。

○渡辺委員 事情は分かりました。ちなみに、支出先は幾つなんですか。どういう支出の仕方なんでしょうか。例えば、高体連や高野連に幾ら幾らという形で下ろすということなんですか。であれば、もう少し支出先、何か所で幾らずつ出るのかというのが分かりません。

○押川スポーツ振興課長 現在のところ、高体連に対しまして1,060万円程度、高野連に対しまして105万円程度、中学校体育連盟に対しまして980万円程度と考えております。中学校につきましては、地区大会、9地区を基本としますので、それぞれ地区の大会にも支援することから、どうしても会場数等が多うございまして、その分支援の金額が増えているという状況がございます。

○渡辺委員 先ほど、①に該当する費用が1,160万円とありましたが、今の御説明の中で、高体連が1,160万円と同じ数字が出てきましたが、これはたまたまですか。要するに、2,147万円を母数にしたときに、新型コロナとか熱中症も全部含めて、支出先が今の3つでそれだけの額だという理解をしたらいいわけですか。

○押川スポーツ振興課長 高体連に対しまして

は、1,060万円程度でございます。

○渡辺委員 分かりました。結構です。

○日高委員 これは国から各団体に1,000万円ずつ出るんじゃないんですか。

○押川スポーツ振興課長 今回、国の第2次補正で、高校生の大会に対して1,000万円程度、それから、中学校の大会につきまして700万円程度ということで、文科省とは確認をしながら準備を進めさせていただいたところでございます。

○日高委員 高体連と高野連は別じゃないんですか。

○押川スポーツ振興課長 文科省の説明では、高校生という一くくりで1,000万円というふうに伺っております。

○二見委員 これは質問というわけではないんですけど、先ほど日高委員から、代替大会が開催できない競技団体もあるという話が出ました。バスケット、バレーボールなど幾つかの競技で代替大会ができないという説明を受けました。各競技団体で協議した結果だから仕方がないことだと思うんですけども、バスケットボール関係に聞いてみたんですが、バスケットは7月18日ぐらいからかな、ほかの競技の中で一番早く1年生大会が始まるんです。実は5月の連休明けぐらいの頃、高校総体中止の話が出たときから、何か代わりのことはできないのかというような相談は受けていたんです。しかし、まだコロナのあの状況の中だったので、まず、どこまでできるかという判断すらまだできないよねと。だけど、もしやっというようなゴーサインが出たときに、すぐに対応できるような体勢はとっておかないといけないだろうという話をしていたんです。

結果的にこの代替大会の話が出てきたときには時既に遅しで、各地域、各学校でそれぞれ判

断して、進学に向けて、就職に向けてという次のステップに行かないといけないから、自分たちでできることをやって終わったというのが事実のようです。本当は代替大会をやりたかったという思いがあったと……。この1年生大会があるのを踏まえて、もう少し早く判断してほしかったというのはあったみたいなので、何らかのフォローは考えてほしいなと思いました。これは意見です。

**○岩切委員長** 何か答弁がありますか。なければ、他の項目で。

**○中野委員** この代替大会については、先日、知事がお昼の12時半に記者会見をされました。その後に、一般質問もあったんですが、逆にいえば、一般質問をする僅か30分前に知事が記者発表したというふうにも受け取れるんです。もっと何か他に方法はなかったものかなと思ったんです。記者会見のときに、教育長は同席されていましたが、何か説明をしていただけませんか。

**○日隈教育長** 申し訳ございません。お昼の発表になりました。その理由なんですけれども、当初、議会終了後で検討もしていたんですが、追加補正の関係で、議会との調整で、議会運営委員会をまず開くということ、そして、その後、この補正予算についての発表もあるということで行きますと、これは知事部局、総合政策部の報道のほうで調整したんですけれども、どうしても代替大会の発表をやるとするならば午後5時過ぎになるというふうな状況もありました。テレビ局等のメディアの関係もあったので、いろいろな検討をした結果、報道の方から、できたらお昼に報道していただきたいというようなことになりましたので、調整の結果、やむを得ずお昼にさせていただいたところでございます。

議会中の発表になったということで、こうい

うことになりましたけれども、何とか早くその日のうちには伝えたいということもありましたので、そういう時間の設定になったところでございます。

**○中野委員** せっかく質問の中にも入っていたことだし、リップサービスをしてくれとは言いませんけれども、一般質問の日程の途中ですから、そこ辺は少し配慮してほしいなと。そこで質問が足りなかったこととか、そういうことを含めて、その後、知事はぶら下がり取材が好きですから、午後3時に終われば、それからぶら下がるので、言い足りなかったことを含めて、教育長と2人でぶら下がりに答えたり、また、記者会見で補足して説明したりすればよかったのになと。質問をした議員に花を持たせようということではないけど、少しリップサービスが足りなかったかなという気がします。答弁はいりません。

**○内田副委員長** 今のに関連じゃないんですけど、中体連についてなんですけど、今議会の中でも、教育だけじゃなくいろいろなところで感じたんなんですけど、大会の運営の仕方とか、市町村に対して県が出す方針と市町村の考えが、何か足並みがそろっていないなと思っています。中体連においてよく相談を受けるのが、県は保護者を観戦、入場させるという方針なのに、中体連の地区大会は保護者を入れないという市の考えがあったり、あと祖父母を入れないといった考えがあったり。独り親家庭も多いですから、祖父母が応援に行きたいのに、親ももちろん来られないし、祖父母も入れてもらえないというような話も聞きました。また、中体連に参加しない地区もあるんじゃないかということも聞いたりするんですけど、私は県の方針に従って、一つの方向に向けて実施してほしいなと思うん

です。そこ辺の歯がゆさがあるんですけど、例えば、この中体連の入場者についてのルールが全ての市町村に行き渡っているのかどうか、今の状況を聞かせてもらっていいですか。

**○押川スポーツ振興課長** 中体連につきましては無観客、保護者も入れないという形で発表をされております。ただ、今の宮崎県の状況を鑑みますと、保護者の入場等は可能ではないかなというようなことも考えておりますので、今、中体連とも協議をしながら、6月中にはその方針をしっかりと出して、各学校を通して保護者の皆様に、また、こちらから県民の皆様にお知らせができるように、今準備をしているところでございます。

基本的には、高校生の大会と同じような取扱いができればということで協議をさせていただいているところであります。ただ、会場によっては、どうしても狭い場合には、多くの応援者を入れることができないという場合もあるかと思いますが、そういった状況を踏まえた上で、今検討をさせていただいているところでございます。

**○内田副委員長** 保護者の中に祖父母は入りませんか。

**○押川スポーツ振興課長** 今回、高校生の代替大会につきましては、事前に各学校から応援者の名簿を出していただいて、その後の行動観察等がとれるように準備を進めております。そういった状況を鑑みますと、それぞれの学校で何名程度応援ができるかということを含めて、保護者だけではなくて、家族も含めて応援ができる場合もあるのではないかなと。その辺りは中体連にも情報提供しながら協議を進めさせていただければと思っております。

**○内田副委員長** 中体連は全地区、全ブロック

とも開催できるんですか。

**○押川スポーツ振興課長** 現在、方法は若干異なる可能性はございますが、全てのブロックで実施という方向で準備を進めているところでございます。

**○岩切委員長** 高校総体等の代替大会については、よろしいですか。他の項目での御質疑を。

**○中野委員** この宮崎県美術展の出品手数料の規定削除、これは当然県の美術展が宮日美術展と統合したわけですから不要です。不要だから削除せざるを得ないわけです。宮日総合美術展に統合されたわけですが、そうすると、宮日総合美術展の出品手数料は必要なんですか。手数料があるんですか。

**○安部美術館副館長** これまでどおりの作品の出品に対しましては手数料は一応かかります。先ほど言いましたように、県と宮崎日日新聞は実行委員会という形式で行いますことから、お互いに出資して開催するということで、出品手数料はその実行委員会の収入予算として充てられて事業を実施していくという形になります。

**○中野委員** その県美展の手数料と、宮日の美展の手数料、幾らと幾らなんですか。

**○安部美術館副館長** 今までの、県の美術展が、一般が3,100円、学生が1,500円、宮日の方が、一般が4,500円、学生が2,000円、高校生が1,000円ということです。今回が、一般4,000円、あと75歳以上3,000円、学生を1,500円としております。

**○中野委員** 統合して手数料は高くなったという理解でいいですか。

**○安部美術館副館長** 宮日の方は一般4,500円でしたので、宮崎県美術展とすれば上がってはおります。今回、統合によっていろいろな取組等を拡大させていく上で、宮日と協議した結果、この金額としております。

○中野委員 ということは、合法的な手数料アップのための統合ではなかったのでしょうか。統合するメリットは何だったんですか。

○安部美術館副館長 これまで出品者、出品数、あと入場者数、そこら辺が両方とも年々減少しておりまして、それをもう少し魅力あるものにしようということで一応統合して、さらに県民への魅力、あと出品者が出品しやすい取組とか、そこら辺を工夫しながらやっていきたいと考えております。

○中野委員 普通なら、官の方が民間を統合して、こういう芸術の世界ですから、何か発展させていくというほうが、民間でできることは民間でということとは別ですから、何か統合の仕方が反対だったような気がしてならないんですけども、そういう考えを持つのはおかしいですか。

○新生涯学習課長 それぞれこれまでも、県美展のほうは生涯学習の発表の場ということで幅広い方が出品をいただいたということ、そして、宮日美展の方は、やや高度な専門的な方の出品も多かったわけですが、それぞれのよさを生かしながら、発展的に統合していくというのが今回の考え方でございます。そういった中で、限られた部門での賞とかを設けておりましたが、いろんな方が賞をいただけるような工夫をしたりとか、またはイベント的なものも、この美術展だけではなくて、県民の方が参加できるようなイベントも一緒に行いながら、また、本県の美術振興を広く県民の方に発信するということでは、宮日さんの広報の力をお借りしながら、本県の美術振興に努めていければといったいろんな視点から今回統合したところでございます。

○中野委員 発展的に統合……、だから統合したと思うんです。ただ、県立美術館は県のもの

ですから、そこが、県の美術展と民間とが統合して、県の美術館そのものは、全体に直接タッチしないのはどうかと私は思いました。いずれ教育長は美術館長になられるわけですから、ひとつ考慮しておいてください。そのことをお願いして要望とさせていただきます。

○岩切委員長 他の項目で。

○日高委員 科学技術人材育成事業、全額特定財源で約600万円。このスーパーサイエンススクール指定校の取組、こういうことは通常やっていかななくてはならないことじゃないですか。この600万円が切れたら一般財源でも……。新しくイノベーターという言葉が出てきたけど、そういった科学者みたいな人材を育てるには、令和2年から4年までの3年間の特定財源が切れたら、一般財源でそういった人材を育てるぐらいの必要性があるんじゃないかなと思うんです。その辺り予算的にはどうなんですか。当然、これはもう3年間でやれるようなことじゃないでしょう。ずっと続けていかないといけないことじゃないですか。

○押方高校教育課長 この事業につきましては、今回、延岡高等学校と宮崎西高等学校及び附属中学校がSSHという文科省指定を受けたことによる事業であります。それぞれの学校には1,200万円ほどのお金が文科省から下りておまして、人件費に関しましては、国から県に入るものですから、この615万4,000円というのは人件費の事業立てになっております。この事業につきまして、将来的にもこの3つの拠点校を拠点として広げていく事業になっておりますので、その取組を全県下に広げていきたいと考えております。

○日高委員 これはどういうことをするんですか。どうすれば科学者になれるんですか。

○押方高校教育課長 これだけではなく、別の事業で宮崎サイエンティスト育成事業というのも20年ほど取り組んでおまして、科学技術に興味を持たせる、また、学ぶ事業も別にしております。これは国の事業として、特別に、少しハイレベルな授業を高等学校ですということ、特に国際的視野を持った生徒を育成するための事業と考えております。

○日高委員 事業効果は物すごい立派な感じですよ。この事業でそれだけの成果はあるんですか。

○押方高校教育課長 現在、国のほうも次世代の子供たちを育てる新たな学びのスタイルとして、課題解決に向けた学習とか、もしくは探求的な学びとか、そういうことをかなり推奨しております。そのために、こういう科学技術分野の学びの在り方を研究していく、またリードしていく、また形つくっていく事業でありまして、普通の黒板と教室でやるような授業ではなくて、グループで研究したり、また、個別に研究したり、そういうことを可能にする授業の組立てとなっております。そのことを通じて、将来科学技術の新しいリーダーになったり、もしくは新しい考え方を生み出したりする人材を育成するものでございます。

○日高委員 よく分かるんです。よく分かるんですけど、こういうことをやるからこうなるんだ、グループでやっていくんだということであれば、別にこの事業でなくても、学校で、グループでいろんな研究を、教材を使ってやろうと思えばやれるわけですから。今まではここまでだったけど、この事業をやるとこういうことができるから科学者に近づける有効な事業なんですというような、そういった説明をしてほしいんですけど。

○日隈教育長 これまでの平成の30年間は、よく失われた30年と言われております。これは文部科学省が、将来を見据えて、科学技術、最先端の技術を担っていく将来世代に投資をしようということで踏み出した事業です。全国でもかなりの激戦を勝ち抜いてというか、応募は多かったんです。その中で、宮崎北高が昨年度から採択されたんですけども、今回、更に2校チャレンジして2校とも取れたという状況であります。財源的にも、これは、科学技術振興機構、JSTというんですけども、文部科学省の外郭団体から、恐らく1校当たり総額5,000万円近く給付されることとなります。今回予算化されている部分は事務費の部分でありまして、あとは直接学校にいろんな——初歩的なことを申し上げると顕微鏡や、そういった物も含めて、必要な機材の購入について支援が行われることとなりますので、各県とも目の色を変えて応募していった、チャレンジしていったということがあります。私も直接文部科学省に伺いましたし、副教育長も、宮崎西高校で校長としてヒアリングに臨まれましたけれども、全力を挙げて取り組んだ結果、本県は3校という結果になっております。これは恐らく全国でもかなり優秀な結果になっているのではないかなと思います。

これから、理数系に強いこの3校でそれぞれ取り組んでいくんですけども、ただ、具体的に形になるということだけではなくて、それに取り組んだ子供たちが将来伸びていくための取組を、中身がそれぞれの学校ごとに違うんです。そういったことを経験することで、大学に進学し、あるいは社会人になり、あるいは大学院なり、博士課程なりに進む子もいるでしょう。そういった子供たちが、将来の日本の科学技術の最先端にチャレンジしていくというか、臨んで

いく、そういった人材を育成していこうという具体的な形が必ずそこで実現するわけではないんですが、そういう教育をやっていくことで、将来の日本の活路を見いだそうという事業であります。

**○日高委員** そうやって言ってもらえば、全国でも優秀なところに宮崎が入っていく手段としてこの事業がある、なるほどそれは必要だなと。そうやって言えば、ああさすがだな、頑張ってくださいという感じになるんです。

**○二見委員** 宮崎県の子供たちが、正直教育レベルからいって、県外に流れていっているじゃないですか。これはこの後の中間報告のこととも絡んでくるんですけど、どこにどういう教育を持ってくるかというトータルビジョンはあるんですか。スーパーグローバルハイスクール、あれは五ヶ瀬中等教育学校と、今度は延岡と宮崎西。そういうことが好きな子供たちはこの学校に集まってくる。県南地域は、宮崎に集まってくる傾向があるわけですから、こういうのを教育委員会として作りたかったというイメージがあったんですか。もちろん、文科省の指定を取るのハードルが高かったのかもしれませんが、今お話聞いていて、こういうのをつくるに当たって、県内のバランスを考えると、そういう認識はなかったのかなと思っただけです。特に都城の場合、泉ヶ丘にも理数科がありますから、附属中も、そういうものは全く検討にはなかったのかなと。

**○押方高校教育課長** この文科省の事業につきましては公募型でございまして、その中で各学校が応募して、県教育委員会が代表して事業を取りに行くというふうな事業でございまして。その中で、延岡高等学校、宮崎西高等学校、附属中学校が手を挙げまして、その事業だけを応募

したところがございます。もちろん都城泉ヶ丘高等学校に対しても、この事業を獲得にいきませんかという投げかけはしたところではありますが、応募がなかったということです。

ただ、この事業を通じまして、このような学びのスタイルをやっている高校がほかにございますし、それを一堂に集めて全県に、その中には都城泉ヶ丘高校、都城西高校も入っておりますので、一緒に学びができるような共同体というか、そういうのもつくって広げていきたいというふうに思っております。

**○二見委員** 学校から提案がなかったからというのは、何か少し違うような気がしますけれど、それはもう校長の責任ということなんですか。そのときの先生たちというか、こういうのをつくる意欲のない人だったら、それはできないということなんですか。教育委員会の中で教育基本計画とか、学校のことも、どういう学科を配置するとかいろいろあるじゃないですか。いい先生がいるところに子供たちが集まってくるし、レベルの高いところに行きたい人が集まってくるというのがある。学校の存続のことについても本気で考えていかないと、特色ある教育を全体的にやればよいというだけではなくて、少し議案からずれてしまうんですけど、そういう視点を含んだ教育施策をしていくべきじゃないかなと思うんですけど。

**○押方高校教育課長** 先ほど教育長も申しましたように、このSSH事業は本年だけで終わりではございません。今全国では217校が指定されている状況でありますので、今後、泉ヶ丘高等学校と、都城西高等学校にもお声かけをしながら、チャレンジすることができるというふうに考えております。

**○岩切委員長** このみやざき科学技術人材育成

事業に関連しての御質問はありませんか。では、他の事業に関してありませんか。

○押川スポーツ振興課長 先ほど御説明した内容に数字の間違いがございましたので訂正をさせていただきます。渡辺委員から御質問がありました代替大会の大会開催に対する運営経費ですけれども、1,160万円程度と申しましたが、1,240万円程度でございました。申し訳ございません。おわびして訂正をさせていただきます。

○岩切委員長 事業の①の数字のことでしょうか。

○押川スポーツ振興課長 はい。

○岩切委員長 ほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 次に報告事項に関する説明を求めます。

○押方高校教育課長 令和2年6月定例県議会提出報告書の14ページをお開きください。

令和元年度からの繰越明許費につきまして、繰越額が確定いたしましたので、御報告いたします。

表の上から5番目にあります、事業名、G I G Aスクールネットワーク構築事業であります。これは高速大容量の通信環境を、全県立学校に整備するとともに、義務教育課程の児童生徒用端末の整備を行うものです。

この事業は、国の経済対策の令和元年度補正予算を受け、令和元年度2月補正予算において計上した事業でありまして、年度内の完了が困難であることから、繰り越したものであります。繰越額につきましては、表の左から5項目目、翌年度繰越額の欄にあります3億6,078万8,000円であります。

次に、1行下にあります事業名、みやぎきの

未来を支える畜産経営者育成事業であります。

これは、新たに和牛肥育に関する専門教育を実施するために、高鍋農業高校に牛舎の増設を行うものです。

この事業も、先ほどの事業と同様に、国の経済対策の令和元年度補正予算を受け、令和元年度2月補正予算において計上した事業で、年度内の完了が困難であることから繰り越したものであります。繰越額につきましては、翌年度繰越額の欄にあります1億3,716万5,000円であります。説明は以上です。

○岩切委員長 説明が終了いたしました。御質疑がありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 次にその他報告事項に関する説明を求めます。

委員の質疑は説明が全て終了した後をお願いをいたします。

○押方高校教育課長 宮崎県学校教育計画懇話会(中間まとめ)について御報告をいたします。

文教警察企業常任委員会資料の14ページを御覧ください。

この中間のまとめにつきましては、去る3月18日に、懇話会座長であります宮崎大学教育学部藤井学部長より教育長へ報告がございました。本日は、その概要について御報告いたします。

私的諮問機関であります宮崎県学校教育計画懇話会は、昨年5月に設置され、1、懇話会の協議経過等の(1)にあります2つの協議テーマについて、年3回の学校教育計画懇話会と3地区での地区別懇話会を開催し、これまでの協議を踏まえて、中間のまとめとして御報告いただきました。

その内容といたしましては、2、中間のまとめの概要にありますように、これからの高等学



校教育の在り方については、SSHなど研究開発校を拠点として、その成果を県内で共有しながら教育改革を推進すること、また、様々な教育機関と連携しながら、定時制・通信制等の教育の研究を深めること、小規模な高等学校については、教育の質を保証する観点から、指導方法等の研究を深めることが求められております。

また、(2) これからの特別支援学校の在り方につきましては、教育環境の整備や職業教育を充実させるため、高等特別支援学校や特別支援学校高等部の分校の設置等について、具体的な検討を行うことが求められております。

今後につきましては、引き続き、6月と9月に懇話会を開催し、10月までには最終まとめをいただく予定となっております。

高校教育課、特別支援教育課では、懇話会からの最終のまとめを受けまして、次期の教育整備計画を作成したいと考えております。

なお、次のページから16ページまで、中間のまとめの本文を記載しておりますので、御参照ください。

続きまして、資料の17ページを御覧ください。

県立高等学校商業に関する学科の学科改編について御報告いたします。

このたび、グローバル化、技術革新等の進展に伴う、産業界のあらゆるニーズに対応できる教育を推進するため、学科改編を行うことといたしました。

まず、1の学科改編の内容につきましては、商業に関する学科を商業の学びと情報系の学びの大きく2つに分け、(1)の商業系の学びについては、現在、5つの学科を設置していますが、これらを商業マネジメント科に改編し、専門性の高い簿記・会計等の学び、地域創生や観光ビジネスに寄与できる新しい学び等を行います。

なお、宮崎商業高等学校の国際経営科はグローバル経済科に改編し、国際的なビジネス学習を中心としたカリキュラムを編成いたします。

次に、(2)情報系の学びにつきましては、現在設置している経営情報科を情報ソリューション科に改編し、AIに代表される高度な情報化社会に対応できるプログラミングの学習やビッグデータの解析、加工など、情報を活用し、情報で課題の解決を図る実社会に直結した知識や技術の習得を目指します。

なお、妻高等学校の情報ビジネスフロンティア科及び定時制の商業科につきましては、改編は行いません。

2の学習内容の見直しの概要につきましては、時代や地域のニーズを見据えた人材育成に取り組むとともに、新しい学びにより、魅力的な商業教育を次世代に生きる子供たちに提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

3の実施時期であります。今回の改編は、令和4年4月、現在の中学2年生が入学する時期から実施いたしますので、それまでに、商業科の教員が先進的な情報教育に十分対応できるよう、リーダー的教員を養成するなど研修活動にも努めてまいりたいと考えております。

**○押川スポーツ振興課長** 資料の19ページをお開きください。

本資料につきましては、スポーツ大会の状況につきまして、県大会以上のものを一覧にして表したものでございます。

ほとんどの大会が中止となっております。

1の宮崎県スポーツ少年団中央大会につきましては、県内9地区でのブロック大会を12月までに実施できるかどうかにつきまして、現在、各ブロックで調整をいただいているところでございます。

また、16の国民体育大会につきましては、6月末日までに判断されるということを伺っているところでございます。

また、18のみやぎき県民総合スポーツ祭につきましては、9月以降に延期する方向で現在調整をしているところでございます。

続きまして、20ページをお開きください。

先ほども新規事業で御説明させていただきました、高校総体等の代替大会の概要についてでございます。

1の大会名称につきましては、高校生の大会を宮崎県高等学校特別スポーツ大会2020、中学生の大会を宮崎県中学校特別スポーツ大会2020といたしました。

2の開催時期につきましては、高校が令和2年6月27日から9月22日まで、中学が7月13日から8月30日までを予定しております。

3の開催競技につきましては、高校が24競技、中学校が19競技で実施する予定としております。

4のその他ですけれども、大会運営につきましては、感染症拡大防止対策とともに、熱中症対策を徹底した上で実施することとしております。

先ほども説明させていただきましたが、原則としまして、応援につきましては、部員や保護者に限るものとし、一般の観客の入場は行わないこととしております。

なお、会場の収容人数や大会運営上の理由により、応援人数の制限を行う場合もございます。

説明は以上でございます。

**○初木文化財課長** 文化財課でございます。宮崎県文化財保存活用大綱の策定について御説明いたします。

常任委員会資料の21ページをお開きください。

まず、1、策定の趣旨についてでございますが、

過疎化や少子高齢化の進行など、社会状況の急激な変化に伴いまして、貴重な文化財が消滅の危機に直面する中、文化財継承の担い手を確保し、社会全体で支える体制づくりが求められております。

こうした課題に対応すべく、平成31年に施行されました、改正文化財保護法に基づき、県内文化財の総合的、計画的な保存・活用の促進や文化財保護行政の推進力強化を図るため、宮崎県文化財保存活用大綱を策定するものであります。

一番下に参考として、大綱の位置づけの図をつけておりますので、そちらを御覧ください。

県が策定する真ん中の大綱を勘案し、市町村は、文化財保存活用地域計画を策定することとなります。この計画は、各市町村において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した基本的な行動計画であります。

市町村は計画を定め、国の認定を受けることにより、重要文化財の現状変更などの許可事務を直接実施できるようになることや、国からの補助金の加算などのメリットがあるところです。

次に、2、大綱の主な内容であります。(1)から(5)にありますように、宮崎県の文化財の概要、基本的な方針、必要な措置、市町村への支援方針、防災・災害発生時の対応について記載することとしております。

次に、3、策定スケジュールであります。この大綱は、令和3年度までの2か年で策定する予定にしております。今年5月に設置しました策定検討委員会及び市町村との意見交換会をそれぞれ2か年で6回程度実施し、併せて文化財保護審議会の意見聴取も行ってまいります。

令和3年6月に素案について常任委員会及び定例教育委員会へ報告を行いまして、8月にパ

ブリックコメントを実施し、11月から12月にかけて、最終案を常任委員会及び定例教育委員会へ報告しまして、令和4年2月に公表する予定にしております。

最後に、4、全国の状況ですが、都道府県のうち、大綱策定済みが17、策定中が本県を含めて25、未着手が5となっております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○岩切委員長 執行部の説明が終了しました。その他報告事項について質疑はありませんか。

○渡辺委員 教育計画懇話会の件ですが、これは懇話会の中間まとめなので、教育委員会に聞くのは筋が違うかなという気もしますが、少し言葉の定義について教えてください。ここで指す小規模な高等学校というのは、今県教委が持っている適正規模が4クラスから8クラスという適正規模があります。その適正規模を下回る学校のことを小規模な学校と言っているのか。適正規模の範囲の中でも、4から8というサイズ感があるわけですから、比較的小さい方の、例えば4クラスの学校は、小規模な高等学校というふうに指しているのか。枠内の話なのか、枠外のことを指すのかということところを少し認識の整理をさせてもらいたいと思うのですが。

○押方高校教育課長 委員がおっしゃったように、今本県の適正規模を4クラスから8クラスとしている状況であります。3クラスの学校が県内に6校ございます。また4クラスを有している学校が5校ございまして、一方で、大規模校と言われる9クラスを有する学校が3校と。そういうふうなことを鑑みますと、大体3～4クラスを小規模というふうに表現しているところでございます。

○渡辺委員 それでは、念のため確認ですが、適正規模外の学校のことだけを指しているわけ

ではなくて、全体を見たときに小さい規模の学校を言っていると理解していいということですね。「はい」と呼ぶ者あり)分かりました。

○岩切委員長 懇話会の件について御質疑はございませんか。

○中野委員 14ページについてですが、先ほど最終まとめをいただいてから、次期の教育整備計画を作成すると言われたんですが、作成はいつまでにされて、いつから実施の予定ですか。

○押方高校教育課長 ここにありますように10月までに最終のまとめをいたしまして、11月より次期整備計画の素案を作成いたします。最終的には年度末、3月末日までに最終案をつくりまして、令和3年度4月から施行するように考えております。

○中野委員 令和3年度から新しい計画書がスタートするということですか。

○押方高校教育課長 そのような計画で考えております。

○中野委員 ということは、今ある県立高校教育整備計画を2年前倒してスタートするということですか。あれは令和4年度まででしたか、3年度まででしたか。

○押方高校教育課長 今の高校教育整備計画につきましては、平成34年度までですので、\*令和2年までになろうかと思えます。

○中野委員 平成34年度は令和2年度ですか。

○押方高校教育課長 申し訳ありません。訂正させていただきます。次期の基本計画が8年計画を考えております。当初10年計画でございましたが、2年間前倒して、令和3年からと考えております。

○中野委員 ということは、現在の計画は、2年間早めて令和2年度で終了して、令和3年か

※このページ右段に訂正発言あり

ら新しい計画がスタートするということですね。そうすると、新しいこの計画は、令和3年度からスタートということは、これは議会に諮る必要がありますが、2月定例議会に諮るんですか。

○押方高校教育課長 予定では、2月に最終案を\*付議する予定になっております。

○岩切委員長 答弁が不明確なので、もう一回確認させてください。

○押方高校教育課長 訂正をお願いいたします。議会への付議ではなくて、教育委員会への付議のことを申し上げておりました。申し訳ありません。議会には報告ということになると思います。

○中野委員 議会にはもう報告だけでいいんですか。

○押方高校教育課長 前回の高校教育整備計画につきましても、報告のみとなっていると認識しております。

○中野委員 前回もそうだったんならそうでしょう。私は、5年以上の計画は議会の承認を必要とする理解していたものですから。教育関係で議会の承認を必要とするものはありますか。何もないということですか。

○川北教育政策課長 宮崎県教育振興基本計画になります。

○中野委員 基本計画の範囲内の計画ということになるわけですか、今、中間まとめで出しているこれは。

○川北教育政策課長 今ございましたとおり、教育振興基本計画の中に含まれた考え方ということになります。

○中野委員 この学校の規模とか、小規模校への対応とか、学校経営での非常に基本的なことがある計画ですから、これが中間で、いよいよ最終まとめをすとなれば、今のこの中間まと

めを、我々も吟味する必要があります。ただ、報告で済むのであれば、我々はもう最終的に何も言えない話になってしまいますので、きちんとした中間まとめをください。そして、最終まとめも、これは公表とありますが、公表だからこれをまとめたものをもって、やはり議会ですから、我々の意見を集約する場もきちんとつくっておいてほしいと思います。

○押方高校教育課長 最終まとめをいただきまして、事務局で次期整備計画の素案を作成した段階で報告はさせていただきたいと思いますが、その際に御意見等はいただきたいと考えております。

○中野委員 できたら、中間まとめもいただきたいと思ひますし、懇話会のメンバーが誰であったとか、その辺もできたらいただきたいと思ひます。

○岩切委員長 執行部に確認ですが、15ページ、16ページが中間まとめの全てですね。

○押方高校教育課長 15ページ、16ページが今回のまとめの報告の詳細になります。14ページは概要になります。

○中野委員 最終的にこの計画書はどのぐらいのボリュームになる予定ですか。やっぱりこの2～3ページで終わるような内容なんですか。

○押方高校教育課長 ボリュームにつきましても、今のところは内容に応じて膨らみ具合が変わってくると思ひますが、それぞれの課題、項目立てについてしっかり書き込んでいく計画を考えております。

○中野委員 確認しますが、現在の高校教育整備計画は、後期が始まったばかりです。あれは4年でしたか。4年を2年で済ませて、残りの2年はカットといたらいいませんが、それ

※このページ左段に訂正発言あり

を新しいものに替えるというわけでしょう。今ある高校教育整備計画はかなり分厚いものです。ああいうものを想定しておけばいいですか。

**○押方高校教育課長** 今回は、令和3年から令和10年までの8年計画で考えております。その中で、4年の前期基本計画、4年の後期基本計画と2つの過程になりますので、前回のものよりは少しは減るかもしれませんが、同じようなボリュームはあろうかと考えております。

**○中野委員** 資料の15ページの1、これからの高等学校教育の在り方の中の、県立高等学校の配置や学科編成などについてというところの、高等学校の配置という意味はどういう意味ですか。

**○押方高校教育課長** 高等学校の配置ということですが、これは、学科、コース等々もございまして、全県的な視野に立って、その地域の生徒、保護者のニーズ、また、繰り返しになりますが、地域のニーズを踏まえながら、また、今後の学びがどうあるべきか、学科とのバランス、そういうのを考えて配置を考えていくということになります。

**○中野委員** 16ページについてお尋ねしますが、小規模高等学校の在り方というところでは、先ほど渡辺委員への答弁では、小規模校というのは3ないし4クラスと言われましたが、ここに、高等学校を核とした地域創生モデルとなっており、維持を希望する声もあることからとあります。いわゆる小規模校であってもこのまま存続してほしいという声もあるということだと思えます。そのようなことだと理解していいですか。

**○押方高校教育課長** 委員がおっしゃいますように、小規模校につきましては、地域にある学校が多いこともありまして、また、国も学校を核とした地方創生をうたっておりますので、そ

の辺りを含めまして、教育の質、もしくはこれからの教育に対応すること、また、学科、コース等の在り方を考えて、配置を考えたいというふうに思っております。

**○中野委員** ぜひ、この小規模校のこれからの存続ということを頭に置いて、最終まとめをしてほしいと思います。

それで、この前段のほうには、適正規模は4学級から8学級を基本としますと示していますが、中規模、大規模であっても人口減少が進みますから、やがて、今の小規模校で悩んでいるようなことも、今の大規模、中規模校でも発生することが想定されます。

現在の1学年の適正規模は4学級から8学級、それ以下の学級に対する扱いで、1学年4学級以下の高校において、さらに1学級の削減が見通されるときには統廃合を検討ということで、ブロックごとに、西諸ではどこ、南那珂ではどこというのがあるって、それで、特色ある学校づくりに一生懸命取り組んできて、何とか現実には総数で3クラスに満たないのに、今のところは、3クラスというところがあるんです。適正規模の4ないし8クラスという考え方も、小規模校の3クラス以下は絶対認めないという在り方——2クラスをつくれないうのでから、2クラスは今宮崎県にはないですよ、3クラス止まりで置いてあるんですから、現実には、1学年2クラスでオーケーできる学校もあります。そういうのは、もう認めないという前提があつて今日まで来ているわけで、辛うじて3クラスがずっとキープされてきているわけですから、この適正規模云々とか、小規模校については、考えようによっては脅し文句にもなるような文言は外して、これからの学校は——他県においては1クラスの学校もあるんですから。まあ串間

とか三納とかいうのは、鹿児島県でいうどっかの離島と同じだから、小規模でも仕方がないんだというぐらいの気持ちに立ってもらって、基本的な今までの考え方ということでの適正規模とか、それ以下の規模への対応とか、そういうくだりのところはなしにして、高等学校については、大規模も小規模も中規模も含めて、絶対存続を大前提にして新しい計画はつくってほしいと思うんです。その辺りが担保されるものがないと、我々のような人口減少の地域にいる者としてはいろんな思いもあり、また、地元の声もありますから、いろんな形でアクションを起こさないといけないような気もするんです。だから、現実はそのようなことなから、小規模校は小規模校でいろんなことをさせて、残れるように担保する。そういうことで、私は、てっきりこの新しい計画は議会の承認を必要とするものだと、やっぱり5年以上の計画はその中に入れるべきだと思います。わざわざ計画に関する条例をつくったと思うんですが。

昔は、県の基本計画でさえも、議会の承認を必要としなかったんですから。十二、三年前ぐらいに、きちんとそういう計画書は議会の承認を必要とするようになったんですから、こういう5年以上のものは、そういうものの一つだという考え方に立ってほしいと思います。教育委員会では、基本計画のたった1本だけが議会の承認を必要とするというのでは。単なる報告では、一般の人たちは何も言えませんから、ぜひその辺の改革も含めて、あまり繰り返してはいけません。この適正規模云々とか小規模校への対応というくだりは、きちんと存続を担保する文言に変えてほしいということをお願いしておきます。今もらったばかりだから、あんまりよく読めませんので、じっくり読んで、

次の委員会でまたいろいろと懸念をするところを質問させていただきたいと思います。

**○渡辺委員** 今物すごく気になったんですが、これは私的懇話会ですよ。そのまとめですよ。中野委員のおっしゃる問題提起も、私が聞いたことも含めて、県が計画を取りまとめる段階に来たときに、問題意識があるからきちんと提起しないといけないと思っているんですが、今の御説明を聞いていると、私的懇話会から出たまとめの説明と、県の教育委員会としての説明とが線引きされずに説明されているように思います。

あくまでもこれは教育長が私的に諮問された方々の意見をまとめたものだと思いますので、教育委員会の方でしっかり線引きをして——事務局は教育委員会がされているかもしれませんが——あくまでも教育長の私的諮問機関の懇話会のまとめであり、もちろん意見としては大事にするわけでしょうけれども、これがそのまま計画そのものに結びつけるための、その真ん中の軸ではないということを整理して進めていただかないと、我々としては立場が難しいことになると思いますので、そこだけ要望としておきます。

**○日隈教育長** 先ほど教育政策課長から申し上げたとおり、教育委員会の長期計画としては、教育振興基本計画を議決いただいて、お認めいただいて、今進めているところです。

あくまでも今日お示ししましたのは、この懇話会がまとめた中間まとめとして私に提出があったものについて、議会の方にもお知らせしたということでもあります。この懇話会が、今年の10月には、最終まとめをまた提出いただくことになっておりますので、それを受けて、県教育委員会として計画を素案という形でまとめ

て、またこれも議会に御報告させていただきたいと思っております。その際に、また御意見をいただいた上で、計画として、教育委員会のほうで決定させていただきたいという流れで進めてまいりたいと思っております。

この資料でも、例えば、先ほど中野委員からありましたとおり、16ページには、今の県教育委員会の計画では、例えば、4学級から8学級が基本と書いてあるけれども、いろんな状況があるので、この懇話会としてはそういったところをこういう考えでやっていったらどうですかということが今出てきておりますので、それはそれでまた、私どもも十分真摯に受け止めて、これから計画にどう盛り込んでいくかを考えていきたいと思っております。

今日の委員会での意見についても、議会からの意見ということも踏まえまして、別途県の教育委員会としてのまとめを、これからつくってまいりたいと考えております。

**○二見委員** この懇話会のメンバーの方の中で、先ほど説明があった4学級ないし3学級の小規模の学校がある地域に住居がある方、学校長は異動されるでしょうから、そういう仮の住まいじゃなくて、自分の住んでいる家がある人、その地域に住んでいる人はどれぐらいいらっしゃるんですか。地区別懇話会の人たちもいらっしゃるでしょうけれども、メンバーの中に、そこに住んでいる方がほとんどいないんです。地区別は抜きにしても、本会があるじゃないですか。この懇話会のメンバーの方に、学識経験者並びにそういった方々いらっしゃいますけれども、そういう小規模校のところに住んでいる方というのは、見当たらないんですよ。

**○押方高校教育課長** 全体会の懇話会につきましては、名簿は少し持ってきているんですが、

地区別で3地区で行っている懇話会がございます。例えば南部地区懇話会では、都城市、三股町、小林市、えびの市、高原町から、その地区の県立高等学校の校長の代表、特別支援学校の校長の代表、私立高等学校の校長の代表、中学校、小学校の校長の代表、市町村教育委員会の教育長の代表、保護者の代表は小学校PTA、高等学校PAT等々に入っていて懇話会を開いて、全体会としてまた協議してまとめをさせていただいているところです。

**○二見委員** だから、そのメンバーの中に、そこに本当に自分や家族が住んできた居を構えている人がいるんですか。先生方は転勤であちこち回られるじゃないですか。本当にそこに住んでいて、そういう小規模校のある地域の実情を踏まえた上での議論がこの中でできているかというと、僕は、この全体会のメンバーを見ても、とてもじゃないけど、そういう話にはならないだろうなと。学校長というのは学校の中でいろんな責任があるでしょう。だけど、地域のことまで本当に最終的な責任を取れるかというところが、やはりこの議会の中での意見との違いなんだと思うんです。もちろんその懇話会の意見の扱いを、懇話会の意見ということで受け止めるという、その認識はあるんでしょうけれども、でも、ここに出てくる言葉は、大体この議会の中で、委員会の中でも出てくる言葉と何ら似通ったことで変わりが無いような言葉ばかりです。

ましてや、先ほどの拠点校のところも、この中間まとめの概要の1番に出ています。研究開発等を行う学校は、本県の教育の質の向上に大きな役割を果たしていることから、各地域の拠点校として、成果をほかの学校と共有して推進する必要があると。でも、教育委員会は、手挙げ方式でやったわけでしょう。こういうふう

指摘を受けているわけですがけれども、本当にこの県内の教育の環境というものをしっかりつくっていくという意識があるのかなど。手挙げ方式で取れました。そこが拠点校になります。そこに集めていきます。そういうやり方じゃないと思います。やっぱりここを拠点にしていく、地域の学校の拠点をつくっていくんだという強い認識の下で、やっぱり人事も行っていかれるんじゃないのかなど。何か本末転倒になっているような感じがするんですけど、いかがでしょうか。

**○押方高校教育課長** 各地域の研究開発とか、新しい学びの拠点校としましては、そういう文科省の事業等の学校もありますけれども、特に都城地区等におきましては、都城泉ヶ丘高等学校に設置しています理数科、そして、都城西高等学校に設置していますフロンティア科、その辺りが中心となって引っ張っていくことは間違いないので、そこも含めまして、ほかの宮崎市、県北の高等学校と、お互いが学びを深めたものを共有しながら、お互いが持ち帰ってその地域での拠点となるというふうに考えております。

**○二見委員** それでは、今、県が認識している拠点校というものは、県内全体に何校あるんですか。SGHなり、SSHない、拠点校として考えているのは、どこに、幾つあるんですか。

**○押方高校教育課長** 一つの考え方でいえば、今課題解決に向けた探求的な学習というふうなことが言われています。それを実践している学校が14校ございます。それは、もちろん文科省の指定を受けた学校もございますけれども、繰り返しになりますが、都城泉ヶ丘高等学校、都城西高等学校、そこも含まれた中でのグループでしっかり学びを深めていく、お互いの学びを

共有していく、そういうふうなことで、全県的な学びの向上、地域における学びの向上を図っていきたいというふうに考えております。

**○二見委員** 例えば、小規模校のモデルの中で、この16ページのところに出てはいますが、地域と連携、協働で顕著な成果とありますが、どういう成果が上がっていらっしゃるんですか。

**○押方高校教育課長** 地域との協働による学習という部分で、地域における地域課題とかをグループで考えて話し合ったり、もしくはその課題解決に向けた活動をしたり、そういうふうなことが、特に地域にある小規模校でも活発になっていると認識しております。そのことも踏まえて、さらに地域にある学校が核となって、そこでの学びを保障するとともに、子供たちが地域で育っていく環境づくりができるよう進めてまいりたいと考えております。

**○二見委員** 特色があるというのはあくまでも側面の話になるんだと思うんです。基本は学力向上じゃないんですか。しっかりとした基礎学力をつけて、進学校であれば、しっかりその力をつけて進学させていく。実業系であれば、そういった技術をしっかり身につけさせていく。地域の中で課題解決できるというのを、将来の目標にする子供たちが今どれだけのいるのか。地域の課題を解決できるようになるためには、いろんなスキルを身につけなければいけない話じゃないですか。高校段階でつけられるスキルというのはどれほどなものかなど。もちろん、地域の人たちとの交流も大事だと思います。でも、あくまでもそれは補助的なというか、学校の基本的なところの外の部分であって、基本は、自分の自己実現のための場所ですから、学びの場ですから、やっぱりそのところをしっかりと押さえて、一番そこが大事なんだというの



を認識してもらわないと。

いろいろな保護者の話を聞いていて残念なのが、早い段階から頭の良い子たちはどんどん県外に流れていきます。学力の貧困とか経済格差の話もありますけれども、そういったのも含めて、そういう優秀というか、できる子たちは県外に流れていっている現実を、我々は直視しなければならないんじゃないですか。宮崎県から出ていかせない、地域から出ていかせない、そのために、各地域の中に拠点がいなければならないんだと。それをバランスのある県の教育行政の基本にしていかなければならないんじゃないのかなと。学校がなければ、人口減少の課題は解決できないんです。小学校がないところには家を建てないじゃないですか。中学校もあり、高校もあり、そういう教育の基礎がしっかりあるからこそ、子育てができるからこそ、そこに住むことができる。そういうことも踏まえた上でこういった高校の在り方とかを考えていかなければならないんじゃないのかなと思うんです。

地域の人たちの実情というのは、まだこの中に出てきてないんだろうなという感じがするので、しっかりそういった視点を踏まえて、検討していただきたいと思っています。

**○押方高校教育課長** 今委員のおっしゃるとおり、学校はやはり基礎学力、そして、基礎技能も含めて、そこをしっかりと身につける場所だと考えております。そのことはしっかり踏まえつつ、また新しい学びも展開しながら、各地域に根差した学校、また拠点となる学校、そして、そこに生徒が集まる、そして、地域を盛り上げていく、学校を発展させていくように、進路指導、進路実現に向けてしっかり頑張れるように計画を策定していきたいと考えております。

**○二見委員** お願いします。

**○岩切委員長** ここで委員の皆様にお諮りいたします。本日の日程は午後4時までとなっておりますが、このまま継続してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○岩切委員長** それでは、引き続き審議を行います。

懇話会の中間まとめに関して関連の質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○岩切委員長** 他の項目に関して御質疑はございませんでしょうか。

**○渡辺委員** 商業高校の再編の関係で2点確認をさせていただきます。

一つは、定員の考え方なのですが、例えば、延岡商業とか富島は3科、宮崎商業も2つの学科に統合されますが、もちろん定員については、前年度に公表するとなっておりますけれども、基本的には足し算という考え方をベースにしているのかというのが一つ。

2つ目は、時代の流れで中身を表すには片仮名じゃないという時代の流れもあるかとは思いますが、マネジメントはある程度分かる気がするのですが、ソリューション、問題解決するための方法、何となくよく聞くけれども、みんなが聞いてすぐにパッとイメージできるかというのは教育委員会内で議論が——いいとか悪いと言っているわけじゃなくて、あったならそのところ聞かせていただきたいと思います。

**○押方高校教育課長** この学科改編に伴うクラスにつきましては、今のところ、基本的に足し算ということで考えております。ただ、令和4年度スタートですので、それまでの人口と卒業生等を鑑みて、変更になる可能性もありますが、現在のところはそのように考えております。

もう一つの情報ソリューションという捉え方ですけれども、ソリューション、解決することということで、情報技術、ICT機器等の情報技術を使って社会課題や、地域の課題を解決する、その基礎を身につける学科というふうに考えております。

**○渡辺委員** そういう考え方だというのはよく分かりました。ただ、名称で人にそれを伝えなくてはいけないわけなので、それが分かる方は分かったということになるかもしれませんが、よく表しているんだと思うんですが、広く県民に通じるのかという観点での検討はあったのか。なければいけない結構なのですが、確認しておきたいと思います。

**○押方高校教育課長** 学科の名前につきましては、委員会内でも議論をさせていただきました。これまでのこと、そして、これからのことを踏まえてこのネーミングに決定したところでございます。県民の皆様にご理解いただくよう、また周知できるよう高校教育課としては丁寧に説明しながら、意味を説明していきたいというふうに考えております。

**○渡辺委員** ありがとうございます。

**○岩切委員長** 関連してございますか。その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○岩切委員長** 全体を通してその他で何かありませんでしょうか。

**○蓬原委員** 国体の競技力向上に関することでお尋ねします。

国体の種目の中で、中学生が国体に出られる種目がある。私も知らなくて、少し驚きだったんですけど、国体種目のうち——中学校の部活動の話ということで受け取ってください——高校の部活動にあって、中学校に部活動が存在し

ない競技種目は何競技あるかということです。というのは、中高一貫でやっていかないと、ずっとこれまでいろいろ議論があっているんですけど、教育長が総合政策部長のときの知事の答弁で、6年先の国体で天皇杯・皇后杯必ずとるんだという大きな大目標もできていますから、それに向けてやっぱり教育委員会としては、中学生、高校生からそれに向かって頑張っていかないと、それは達成できんだろうという思いで今聞いております。中学校の部活に主眼を置いて、高校にあって中学校にない競技はどのくらいあるか分かりますか。

**○押川スポーツ振興課長** 現在、国体の少年種別で中学校3年生、いわゆる15歳から出場できる競技が複数ございます。今資料を手元に持ち合わせておりませんので、どの競技がというのは申し上げられないんですけども。また、中学校の部活動がない競技で少年種別で出られる競技についても、申し訳ありませんが、資料を持ち合わせておりませんので、また機会のときに御説明をさせていただければと思います。

**○蓬原委員** 資料がある中で議論した方がいいと思いますので、閉会中の委員会もありますからそこで結構です。

ここで予告しておきますけど、例えば、茨城県でいえば、中3が出られるのは、特にマイナーなスポーツといわれる未普及競技が多いんですけども、陸上競技、水泳競技、それから、アーチェリー、レスリング、フェンシング、サッカー、バスケットも出られるんです。ソフトボール、卓球、テニス、バドミントン、ライフル射撃、カヌー、セーリング、ゴルフ、ボーリング、馬術、スポーツクライミング、スキー、スケート。スキー、スケートは少し難しいのかもしれませんが、それぐらいあります。だ

から、そういう中学生が出られる競技、種目がある中で、高校には部活動があるが中学校には部活動がないというところが少し問題ではないかなという指摘も現場から聞いております。次の機会に議論しますが、私の思いとしては、高校に部活動があれば出られるわけですから、中学校にないなら部活動をつくって、中高一貫でやる。高校に部活動があるところの近くの中学校にそういう部をつくれればいいわけですから。

そのために指導者も必要ですけど、聞くところによると、具体的に調べてありますけど、カヌーとか、それから、フェンシングで、中学校にその指導ということで入ったんだけど、実態はフェンシング部がないからサッカーの指導しているとか、別の競技の指導をせざるを得ないということがあって、非常にもったいない状況が出ているようなので、そこをもう一回お調べいただいて、必要があれば、事前に情報交換して、どうすればいいかという議論をしたいと思っているのでよろしく申し上げます。ここまでの議論にしておきたいと思います。次回の委員会でしっかりやりましょう。

**○岩切委員長** ただいま蓬原委員から要求のありました資料は、次回委員会開催時に御用意をお願いしたいと思います。

他の項目に関してありますか。

**○中野委員** 一番後の文化財保存活用大綱の作成についてお尋ねしたいと思うんですが、ここに趣旨が書いてありますが、貴重な文化財が消滅の危機に直面している。担い手の確保もなかなか難しい。そこで、文化財の保存活用、あるいは保護等を図るために、宮崎県文化財保存活用大綱を今度策定するということですが、文化財というのは、有形、無形それぞれあるんですけど、ここで言う文化財保存とはどういう意味

ですか。これは、文化財指定をされた文化財だけが対象になるわけですか。

**○粕木文化財課長** 今回の大綱で対象にしておりますのは、これは、市町村が計画を立てるための指針なわけですが、内容的には、指定文化財だけではなく、未指定文化財を含んで調査をし、掘り起こしをしていく。そういう方向を考えております。

**○中野委員** 新しい文化財保護法は何年か前に改正されましたよね。特に文化財の活用が前面に出た感じで改正されたんですが、せっかくの文化財は地域づくりなどに生かしていこうというのがかなりの中身を占めた改正だったと思います。指定されていない文化財も云々と言われたけど、やはり、活用するためには指定を急がなくてはいけないと思います。ここには市町村への支援方針とかいろいろ書いてあるけど、市町村も指定にはなかなか動きませんからね。何回も言うように、たくさんの文化財を、国は一発で決めるんですから。

今の県の方針は、市町村が文化財に指定しないと県は指定しないというスタンスでそれを崩していない。いいものは、県が先に指定しないと、保存も何もあったもんじゃありませんよ。ましてや活用なんていうのは難しい。だから、庶民的な文化財も含めて、それは無形も含めて指定を急いで、そして、活用するというふうにしてほしいと思います。

国宝がない宮崎県ですから——鹿児島県もないんだそうですが——国宝候補ぐらいのものを少し上げて、どんどん指定してもらって、それをみんなで、地域で育てていって、活用していって、それを地域づくりの基にしていこうということが、この改正法の大きな狙いだと思います。それに近づけていくにはまずは指定です。

こういう枠組みを今から大綱としてつくってもらわなくてはいけません、指定すべきものはどんどん指定してください。市町村が指定しなければ、県は指定しないということではなくて、県が指定する。指定云々をするのも諮問するところが課長の下にありますよね。以前そういうふう聞いていたけど。要は、市町村が指定しなくても県が指定して、そしてどんどん活用を呼びかけて、そのことで、市町村の支援と書いてあるから、県のほうで市町村を支援してください。ぜひ、県の指定を急いでほしいということをお願いいたします。

**○粕木文化財課長** 今の御指摘のあった点ですが、今回の大綱というのは、もちろん地域にある未指定文化財、もちろん指定文化財もそうですけれども、そういったものをしっかり磨き上げて、そして、県指定であれば国指定を目指していく、あるいは未指定であれば市町村指定、あるいは県指定を目指していくという方向で、これは考えていくものです。その上で、地域でそういう文化財を支える、所有者だけではなくて、地域ぐるみで支えていくという方向で、それが最終的にはまちづくりであるとか、そういうところにつながっていけばいいというふうに考えております。

今御指摘のあった、すぐに県指定にすればというお話がございましたけれども、県指定に持つていくためには、これは市町村指定ももちろん同じなんです、十分に調査をした上で磨き上げをやはりしないと、全てを指定文化財にするというのはなかなか難しいところもございますので、そういったところも含めて、市町村の教育委員会と同じ方向を向いて指定を増やしていくという方向で、また努力をしていきたいというふうに思っております。

**○岩切委員長** その他でございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○岩切委員長** それでは、以上をもって、教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様お疲れしました。

暫時休憩いたします。

午後4時12分休憩

---

午後4時17分再開

**○岩切委員長** 委員会を再開いたします。

採決についてですが、委員会日程の最終日にやることになっておりますので、明日19日、時刻は13時10分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○岩切委員長** それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○岩切委員長** 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○岩切委員長** それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後4時18分散会

令和2年6月19日(金曜日)

---

午後1時12分再開

---

出席委員(7人)

委員	長	岩切	達哉
副委員	長	内田	理佐
委員		蓬原	正三
委員		中野	一則
委員		二見	康之
委員		日高	博之
委員		渡辺	創

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課主幹	藤村	正
政策調査課副主幹	前野	陽子

---

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。採決の前に賛否も含め、御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時12分休憩

---

午後1時12分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

採決を行います。採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第2号、第3号、第6号、第12

号及び報告第1号につきましては、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号から3号、6号、12号及び報告第1号につきましては、原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御要望等はございませんでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時14分休憩

---

午後1時15分再開

○岩切委員長 委員会を再開します。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査については、継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 御異議ありませんので、その旨議長に申し出ることといたします。

次に、調査についてでございます。県南調査は7月15日水曜日から16日の木曜日、県北調査は8月5日から6日に実施する予定ですが、日程の都合もありますので、調査先について、皆様から御意見を伺いたいと思います。

参考までに、過去の調査先、そして県内調査の候補、概要を配付させていただいております。

なお、県外調査につきましては、10月28日から30日に実施予定ですが、現時点で何か御意見、御要望がございましたら、併せてお出しいただきたいと思えます。

暫時休憩いたします。

午後1時17分休憩

---

午後1時23分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

県内調査の日程、調査先等につきましては、御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それではそのようにいたします。

7月20日の閉会中の委員会につきましては、先ほど委員からありました内容を参考にしながら開催することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それではそのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 以上で委員会を終了いたします。

皆様お疲れさまでした。

午後1時24分閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 岩 切 達 哉